



長町景観地区指定 10 周年記念誌

目次

ごあいさつ

金沢市長 村山 卓	1
-----------	---

長町景観地区指定から10年を迎えて

長町景観地区まちづくり協議会 会長 青木 誠治	3
-------------------------	---

長町景観地区について

1. 地区の概要	6
2. 地区の歴史	8
3. まちづくりの歴史（年表）	10

10年の取り組みについて

1. 長町景観地区まちづくり協議会の活動について	12
2. 長町景観地区まちづくり協議会のこれまでの取組一覧	17
3. 長町景観地区まちなみ修景事業について	20

まちの変遷 江戸時代から昭和前期	27
------------------	----

うつりゆく街並み	33
----------	----

長町景観地区の景観構成要素

1. 土塀	54
2. 土塀の薦掛け	56
3. 歴史的建造物	58
4. 夜間景観ライトアップ照明	60
5. 用水と庭園	61
6. 雪吊り	62

資料

1. 金沢市景観計画（景観地区抜粋）	68
2. 長町景観地区まちづくり協定	78

ごあいさつ



金沢市長 村山 卓

長町景観地区は、平成 26 年(2014)の指定以来、地区住民の皆様のご尽力により、美しい景観を保全してきました。この度、景観地区指定から 10 年の節目を迎え、これまでの歩みを振り返るとともに、未来への想いを新たにする機会といたします。

長町武家屋敷群における土塀の保存の取り組みは、昭和 39 年(1964)にまで遡るものであり、38 豪雪を契機に始まったとされ、金沢の景観まちづくりの原点といえます。以来、地区住民と行政が一体となり、伝統的な景観を守り育む取り組みを続けてきました。景観地区指定は、その原点から 50 年の歳月を積み重ね、先人が様々な取り組みを継続して行い、そのバトンを地区住民の皆様が今日までしっかりと繋げてきた結果と言えます。

景観地区指定から 10 年間の取り組みとして、皆様が最も力を注がれたのは、平成 30 年の「長町景観地区まちづくり協定」の締結ではないでしょうか。多い時には毎月みんなで集まり、地区の新たなルールづくりを議論しあい、それが協定締結という形に結実され、ハードだけでなくソフト面からのまちづくりへと大きく踏み出す一歩となりました。

長町景観地区は、歴史ある街並みを後世に伝えるという大きな使命を担っています。この使命を果たすためには、地区住民の皆様の継続的なご協力が不可欠です。美しい長町景観地区を未来へつなぐために、私たち行政も地域住民の皆様とともに、さらなる発展を目指してまいります。

最後に、これまで長町景観地区のまちづくりにご尽力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。そして、この美しい街が、これからも多くの人々に愛される場所であり続けることを願っております。

長町景観地区指定から 10 年を迎えて



長町まちづくり協議会
会長 青木 誠治

私たちが住む長町景観地区の約 7.7ha は、平成 26 年(2014)7 月に北陸初の景観地区に指定され、今年で 10 周年を迎えました。指定に至るまで何度も視察や勉強会を重ねてきた結果であり、その後も、長町景観地区まちづくり協議会を発足させ、平成 30 年(2018 年)12 月には金沢市と長町景観地区まちづくり協定を締結するなど、景観と調和したまちづくりを推進してきました。

この長町地区は、藩政期から残る住宅や土塀、門、庭、樹木、用水などが一体となった街並み景観が特徴です。これまで、長町の景観まちづくりについて、多くの方々が視察に来られたり、学生さんの研究対象としていただいておりますが、そんな時に私が常にお答えさせていただいていることは、「私たちは先人から受け継いで一時この地に住まわせていただいている、これを次の世代にどう継承してゆくのか、それが私たちのまちづくりのテーマ」だということです。

近年、多くの日本人観光客は、金沢駅から近江町市場、ひがし茶屋街へ向かい、次いで金沢城・兼六園へ回り、時間があれば 21 世紀美術館や本多の森へと巡られるようで、長町武家屋敷群地区に訪れる人はかなり減少しました。一方で、「サムライタウン」として、数多くの外国人観光客に当地を訪れていただいております。外国人観光客の方々は、ひょっとすると住宅地だと思わず、マナーに欠いている人も見られますが、土塀と用水の街並みを見た時には武家文化に触れ、異国情緒に感動している様で、この地に住む者としては誇らしく感じます。

現在、地区には高齢者も多く、暮らしやすさと観光との調和が大切なのだと思っています。地区の住民の意識も変わってきており、先人から受け継いだこの地を次の世代に継承するため、武家文化の魅力発信と景観の保全に今後とも皆様のご協力をいただき貢献して参りたいと思っております。

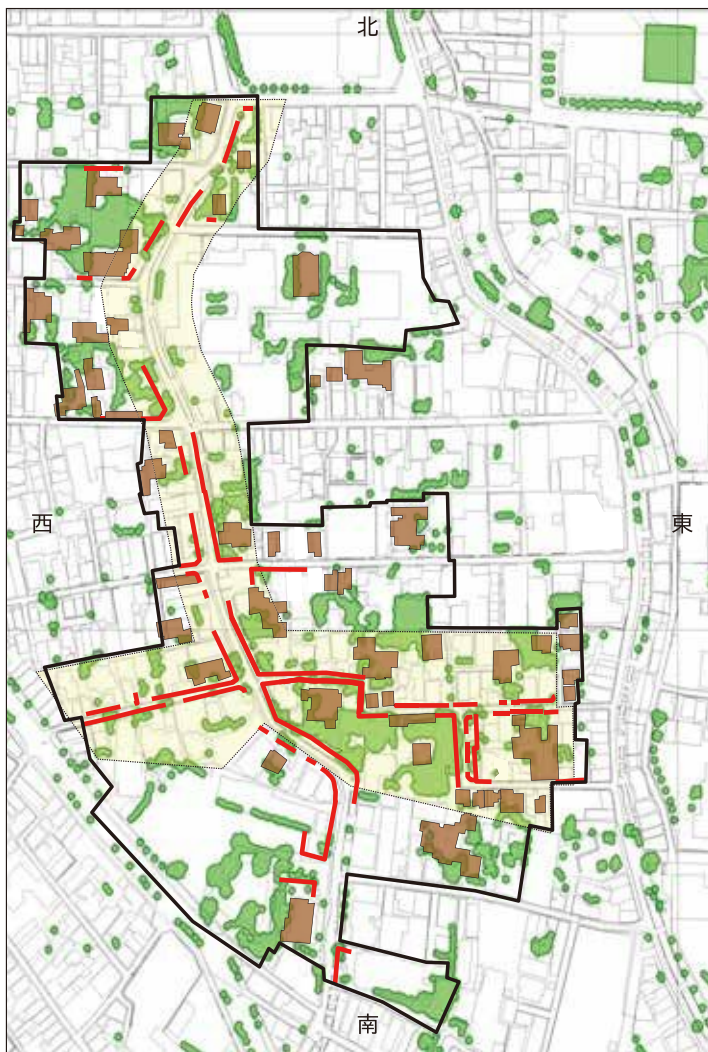
長町景観地区について

1. 地区の概要

景観地区指定 平成 26 年(2014)7 月 1 日
面 積 約 7.7 ヘクタール
まちづくり協定締結 平成 30 年(2018)12 月 7 日
歩けるまちづくり協定締結 平成 20 年(2008)10 月 14 日

長町景観地区は、金沢城跡の西方、大野庄用水を南北の軸として、東西方向に直交する通りに沿ってまちが形成されています。藩政期には平士級の武士が住んでいたまちであり、明治維新以降、武士の離散はありながらも、今日においても、土塀、用水、庭園、歴史的建造物が数多く見られ、金沢を代表する歴史的な街並みを形成しています。

昭和 43 年(1968)に、金沢市が全国に先駆けて制定した伝統環境保存条例では、長町武家屋敷群区域、卯辰山山麓寺院群区域、寺町寺院群区域、野田山墓地一帯区域が初めて伝統環境保存区域として指定され、長町界隈は、今日の金沢の景観行政の礎といえる区域のひとつです。



現在、卯辰山麓寺院群や寺町寺院群は重要伝統的建造物群保存地区として、野田山墓地一帯区域は国史跡や市史跡、風致地区として、その景観について様々な制度によって保全されています。長町武家屋敷群区域については、伝統環境保存条例制定より4年も前、昭和 39 年(1964)に、文化財や景観の観点から土塀の保存が始まっており、まさに金沢の景観行政の「1丁目1番地」と言える区域です。その後、地区住民の活発なまちづくりをはじめ、様々な観光施策や景観施策が連綿と展開されてきた区域であり、それがひとつの形になったのが、平成 26 年

	土塀及びび門
	昭和25年以前建築
	庭園・庭木
	伝統環境保存条例(S43)に規定する伝統環境保存区域
	景観地区指定区域

長町景観地区 区域図



夏 大野庄用水と土塀



秋 二番丁通り



冬 薦掛け



冬 雪吊り

の景観地区指定といえます。

長町景観地区の景観を構成するものとして、大野庄用水沿いの美しい景観、長町二番丁をはじめとした土塀の連なる景観、土塀越しに見える歴史的建造物や前庭の樹々、各戸のお庭から垣間見える豊かな緑の存在感などがあげられます。そして、その美しい景観が、四季の様々な移ろいを私たちに感じさせてくれます。春になれば、桜が咲き、ウグイスの鳴き声が聞こえます。初夏の深緑はこの地区の緑の存在感をさらに増し、用水の流れる音と共に自然の豊かさを感じさせてくれます。7月になれば用水にはホタルが現れ、こんなまちなかでもホタルが見られるのかという驚きと自然豊かなこの地区の魅力に改めて感じさせてくれます。秋には、武土地らしい庭木の果実が成り、次第に深まる紅葉が通る人の目を惹きます。そして冬支度。松の雪吊りが始まり、12月には金沢の冬の風物詩として土塀に薦が掛けられます。静かな雪景色は厳しさと美しさを感じさせてくれるとともに、人々を美食へと誘います。3月には梅の花が咲き、土塀もいよいよ薦を脱ぎます。老若男女問わず、新しい生活への期待や不安を募りながら、美しい景観を胸に刻みます。目から見た景色だけではなく、水の音、花の匂い、生物の営みなど、これほど、歴史的な町並みとともに四季の移ろいを感じさせてくれる場所はないかもしれません。この地に住まいしていた侍やその家族が、私たちと同じようにこの四季の移ろいを感じていたと考えると時空を超えた不思議な感覚になります。歴史と文化と自然と景観、全てが融合しているまち、それが長町景観地区です。

2. 地区の歴史

城下町金沢は、天正 11 年(1583)、前田利家が金沢城に入城したことに始まり、以降、武士地の拡大と共に城下町が拡大されていきます。約 400 年間、戦災に遭わなかった金沢は、城下町の都市構造が現在も多く残ることから、今日においても、私たちが歴史ある美しい景観を楽しむことができます。そんな金沢でも、大きな火災に何度か見舞われ、特に、宝暦 9 年(1759)の大火は、城下町のほとんどを焼き尽くした大変大きな火災であったことが知られています。長町境界については、金沢大火焼失域図を見ると、宝暦大火の延焼を免れていることが分かります。『金沢古蹟志』(明治 35 年発行)によれば、旧家が多いことや、慶長・元和・寛永以来の建物が多く存在することが書かれており、江戸時代から古い屋敷が残っている区域であるという認識が城下町の人々にあったことを想像させます。また、金沢で最も古い絵図である寛文 7 年(1667)の絵図で見ても、街路は今とほとんど変わっていません。寛文期と幕末期の「加賀藩侍帳」を比較してみると、同じ土地に同じ苗字の武家が確認されることから、江戸時代を通じて、安定して家督が継承されていることが分かります。江戸時代の長町武家屋敷の家屋は、木造平屋建てで、屋根は石置き板葺きの妻入、妻面はアズマダチと呼ばれる意匠であったことが推測され、その形がよく残るのが、景観地区保存対象物に指定されている大屋家(国登録有形文化財にも登録)です。現在は瓦葺きですが、かつては石置き板葺き屋根であったことが古写真から分かります。当時は、土塀や表門、アズマダチの意匠の武士住宅が見られ、各戸には、きっと松の木などのシンボル樹が前庭に植えられていた



金沢大火焼失域図

「金沢市史 資料編 18 絵図・地図」引用、一部改変

ことでしょう。江戸時代には、すでに土塀はあったでしょうし、現在と大きく変わらない景観だったことが想像され、われわれは江戸時代の人たちとほとんど同じ景観を普段から目にしていることになります。ただ、変化がないわけではなく、明治に入ってから、武士の離散は免れず、武家屋敷の多くが取り壊されるなど、荒廃していったことが文献等からも推測されますが、都心の好立地であるこの境界に住みたいという人が現れるのは必然であり、現在に通じる閑静な住宅

地として引き続き土地利用されてきたことが推測されます。地区の中で、劇的な変化が読み取れるのは、現在の中央公民館長町館・長町緑地・老舗記念館がある辺りで、明治38年(1905)に、いくつかの武家屋敷がまとめられ、長町尋常小学校の新校舎が塩川町に完工しています。その後、昭和29年(1954)には中央通りが開通し、昭和36年(1961)には、長町小学校が改築されました。また、聖霊病院の建設も大きな変化と言えます。大正3年(1914)に、ドイツ人宣教師ヨゼフ・ライネルス神父が、結核患者が多く医療施設も整っていない当地の現状に心を痛み、カトリック系病院を設立したのが、現在の金沢聖霊総合病院です。江戸時代には浅加家、竹田家の土地があった場所です。いずれも石高が高い大きな屋敷地をもった武家屋敷であり、約2,000坪の土地がまとめて確保できたことも病院施設の建設に適していたことが推測されます。現在、県指定文化財に指定されている聖堂は昭和6年(1931)に建てられてもので、大正3年(1914)に建てられた病院本館についても古写真から洋風建築であることが分かり、伝統的な家屋が多く残るこの地においては、近代化を感じさせる革新的な建物であったことが想像されます。また、同じ時期の大正5年(1916)頃に建てられた西家住宅(景観地区保存対象物・国登録有形文化財)は、伝統的なアズマダチ風の意匠を踏襲した近代和風住宅であり、武土地であった当地が近代以降もその伝統を継承しながら発展してきたことをよく伝えています。藩政期からの歴史的街路がよく残るからこそ、近代以降のまちの変化を私たちに教えてくれる歴史の重層性を感じることができる地区です。

また、歴史的な人物として個性的な方々もおられます。大屋よしあつ氏は、天保10年(1839)生まれの加賀藩士で、地図製作をした洋学者でもあり、著書も多数ありますが、金沢でランプやこうもり傘を最初に使い、チョンマゲも最初に切った人物としても知られます。千田登文氏は、加賀藩前田家13代斉泰に仕えた加賀藩士で、西南戦争に出征し、西郷隆盛の首を発見した男として有名な人物です。歴史的建造物や土塀や庭園だけでなく、金沢の歴史や文化を語る上で欠かせない物語がこの地にはたくさんあります。



大屋家古写真 大屋家所蔵



長町尋常小学校 金沢くらしの博物館所蔵



聖霊病院本館 金沢聖霊総合病院所蔵

3. まちづくりの歴史（年表）

年次	金沢市の取り組み	国等の取り組み
S39.	長町武家屋敷群土塀等修景事業の開始	
S41.		古都保存法（奈良・京都・鎌倉の「古都」のみ）
S43.	全国に先駆け、金沢市伝統環境保存条例を制定	
S49.	ひがし茶屋街を対象に歴史的な街並みの調査を実施	
S50.		伝統的建造物群保存地区制度
S51.		角館,妻籠,白川郷,産寧坂・祇園新橋,堀内・平安古が重伝建地区
S52.	金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定	
S57.	伝統環境保存区域の拡大（長町界限）S43の区域に加えて、大野庄用水沿い・中央小学校・三谷産業・玉川公園まで拡大	
H01.	金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例の制定	
H06.	金沢市こまちなみ保存条例の制定	
H08.	金沢市用水保全条例の制定	
H13.	東山ひがし伝統的建造物群保存地区が国選定	
H14.	寺社風景保全条例施行	
H15.	主計町伝統的建造物群保存地区を都市計画決定	
H16.		景観法、文化的景観制度
H20.	主計町伝統的建造物群保存地区が国選定	
H20.	長町武家屋敷地区歩けるまちづくり協定の締結	歴史まちづくり法の制定
H21.	歴史都市認定（歴史まちづくり法による）	
H22.	金沢の文化的景観が国選定、金澤町家再生活用事業制度開始	
H23.	卯辰山麓伝統的建造物群保存地区が国選定。	
H24.	寺町台伝統的建造物群保存地区が国選定	
H26.	長町景観地区の地区指定	
H30.	長町景観地区まちづくり協定の締結	
H31.	眺望景観形成条例の制定（長町二の橋の区域指定）	
R04.	夜間景観ライトアップ整備事業（長町景観地区）	

10年の取り組みについて

1. 長町景観地区まちづくり協議会の活動について

長町景観地区まちづくり協議会は、地区内の住民同士が協力し、関係機関と連携しながら、歴史と伝統を感じさせる街並み景観を保全し、安全安心で住みよいまちづくりを推進するために、平成26年(2014)8月7日に発足しました。地区内の約120世帯がまちづくり協議会の会員であり、まちづくりに関する提案やまちづくり活動への参加、まちづくりのルールの遵守や啓発に関する活動を行ってきました。

北陸地方で最初の景観地区に指定（平成26年度）

昭和39年(1964)から、土塀をはじめとした武家屋敷群の景観保全について、市と地区住民の協働によるまちづくりが行われてきましたが、高齢化や空き家問題、駐車場化など、地区内における課題に対して、新たなまちづくりへの取り組みを平成22・23年からスタートしました。金沢工業大学の谷教授や金沢美術工芸大学の鏝教授にご指導・ご助言をいただきながら、地区住民による研究会の立ち上げや長町まちづくりマスタープランの策定などが行われ、まちづくりの手法を学びながら、景観地区制度の理解も深めていきました。平成25年から地区指定が想定される区域に係る町会毎に、まちづくり説明会を何度も開催し、まちづくりの必要性や制度の内容について少しずつ理解を得ながら地区指定に至りました。



長町景観地区指定記念式典の開催



由緒書除幕式



加賀獅子舞龍王組八方睨獅子舞保存会



由緒書

長町景観地区まちづくり協議会の発足（平成 26 年度）

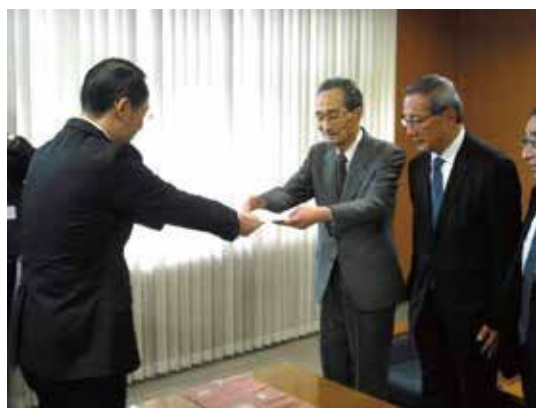
平成 26 年(2014)8 月 7 日に開催した発足会では、地区内の住民約 30 人が集まりました。会長には、大屋 愷太郎氏（長町上二番丁町会）が選出され、平成 26 年度の取組みとして①観光マナーの向上、②街路照明整備のあり方、③ポイ捨て禁止区域の指定、④土堀や植栽の保全・整備、⑤空き家対策について協議していくことが確認されました。



発足会の様子

ばい捨て等防止重点区域への指定（平成 27 年度）

金沢市長に対して、ばい捨て等防止重点区域の指定についての要望書を提出し、指定に至りました。ばい捨て等防止重点区域では、市の啓発指導員の巡回によって、ばい捨て等防止の啓発や指導が行われます。「ごみのばい捨て」、「ペットのふんの放置」、「人ごみでの喫煙」や「歩きたばこ」、「喫煙場所以外での喫煙」によるたばこ火の被害防止やマナー向上に繋げ、安心安全で美しい景観まちづくりを推進しました。



金沢市長へ要望書の提出

長町景観地区まちづくり協定の締結（平成 27 年度～30 年度）

平成 27 年度から 30 年度にかけて、時には毎月のように役員会を開催し意見をまとめ、総会で地区住民の意見を聴き、再度行政との調整を図るなど、地区のまちづくりのルールについて議論を尽くし、平成 30 年(2018)12 月 7 日に地区住民と金沢市長とで協定の締結に至りました。景観地区による建築物や工作物などハード的な規制に加え、まちづくり協定のソフト的な規制によって、簡易宿所や民泊の営業についての規制や歴史ある街並みに相応しい物品販売店舗の営業を求めるなどのルールを定めました。



長町景観地区まちづくり協定締結式



長町景観地区まちづくり協定締結式

「加賀百万石回遊ルート」まちあるきの開催（令和2年度）

景観地区指定、まちづくり協定の締結を実現し、長町景観地区における景観まちづくりの方向性が整ってきた中で、新型コロナウイルスの感染拡大という世界的に大きな影響を与える出来事が起こりました。当地区においても観光客が激減するなどの影響はありましたが、まちづくり活動は継続することが大切であり、国立工芸館や玉泉院丸庭園、尾山神社など、長町以外の金沢の魅力にふれるための「まちあるき」を開催しました。「加賀百万石回遊ルート」を歩いてみると、新たな発見ができました。



国立工芸館の見学



尾山神社の見学

夜間景観ライトアップ整備（平成 27 年度～令和 4 年度）

景観地区指定後、地区内の照明整備のあり方について、市との意見交換を継続して行ってきました。平成 27 年度には、街路灯や防犯灯について、長町景観地区らしい、電球色の照明器具に更新し、この活動が、後の長町地区における夜間ライトアップ整備にも繋がることとなります。市が行った夜間景観ライトアップ照明設備整備事業の際には、随時、照明実験に立ち合い、住民の立場としての意見をしっかりと行政に伝え、夜間ライトアップの勉強のために、日本を代表する照明デザイナーである近田玲子氏を招いた勉強会を開催するなど、長町らしい夜間景観の創出につなげることができました。



照明実験への立会



点灯式への出席

金沢美術工芸大学・鏑教授との庭園見学会の開催（令和 4 年度）

金沢美術工芸大学の鏑隆弘教授を講師としてお招きし、「庭園見学会」を開催しました。普段見学が出来ない山田家庭園と西家庭園を見ることができ、また鏑教授のお話される内容も興味深く、大変好評の勉強会となりました。

西家庭園は、令和 6 年(2024)6 月 24 日に国名勝への指定について文化審議会から答申を受けました。身近なお宅の庭園が、日本として非常に貴重な庭園であることを改めて知り、長町景観地区の魅力に磨きがかかりました。



鏑教授との見学会



西家庭園

郷土史家・横山方子先生の講演会の開催（令和5年度）

前田利家公の御霊が尾山神社に祀られてから、150周年を機に、尾山神社の歴史と加賀八家の関わりについて、郷土史家・横山方子先生にご講演いただきました。身近な尾山神社ではありますが、その土地のもつ歴史的な変遷を学ぶことで、尾山神社がそこに存在する意味を強く感じることができました。



講演会の様子

長町景観地区まちづくりニュースの発行（平成26年度～）

まちづくり活動を地区住民に周知するため、年に2回程度、「長町景観地区まちづくりニュース」を配布し、現在で計14号を発行しています。

長町景観地区まちづくりニュース 第7号

◆ **まちづくり活動「まちあるき」を開催しました！**

11月12日、まちづくり活動の一環として、「まちあるき」を開催しました。当日は、晴天にも恵まれ、絶好のまちあるき日和となりました。次第に「加賀百方公園ルート」を歩いてみると、新たな発見が次々と続きます。今後も継続してまちづくり活動を実施していきますので、皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

◆ **まちあるき概要**

□ 期：令和2年11月12日（水）午後1時00分～午後3時30分
 □ 出席者：計20名（長町景観地区まちづくり協議会16名、見物客4名）

◆ **まちあるきルート**

中央公民館前（出発） → 国立土庫野 → 土景所見公園 → 尾山神社 → 尾山神社 → 中央文化案内所（到着）

◆ **今後の予定**

長町景観地区のまちづくりの取り組みについては、今後も引き続き、協会や役所と連携しながら検討を進めていくこととしており、まちづくりニュース等で随時発行させていただきます。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】
 長町景観地区まちづくり協議会 事務局 尾山公民館
 〒920-0865 加賀市尾山2丁目2番35号
 TEL：076-2351-6316
 長町市 事務局 尾山 様へ
 TEL：076-239-2364

長町景観地区まちづくりニュース 第11号

◆ **「庭園見学会」を開催しました**

まちづくり活動の一環として、「庭園見学会」を開催しました。金沢美術工科大学の御禮弘教授をお招きし、地区内の庭園を巡りながら、講評いただきました。景観賞争いが出来ない庭園を見ることができ、またお教授のお話される内容も興味深く、参加者からも大変好評でした。継続的にこのような活動を実施したいと思っておりますので、ご参加をお待ちしております。

◆ **庭園見学会概要**

日 時：令和4年12月2日（金）午前10時～11時30分
 場 所：山田孝四郎 庭園茶室
 出席者：長町景観地区まちづくり協議会（計9名）
 金沢市景観政策課
 講 師：野 隆弘（金沢美術工科大学 教授）
 内 容：野教授による庭園の講評、住民からの質疑応答

◆ **当日の様子**

◆ **今後について**

長町景観地区のまちづくりの取り組みについては、今後も引き続き、皆様方に随時お知らせさせていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】
 長町景観地区まちづくり協議会
 〒920-0865 加賀市尾山2丁目2番35号
 TEL：076-2351-6316
 長町市 事務局 尾山 様へ
 TEL：076-239-2364

長町界隈の古い写真を収集しました（令和5～6年度）

長町景観地区指定10周年を機に、市が記念冊子を作成するにあたり、記念冊子に掲載する古写真を収集しました。数多くの貴重な写真をご提供いただくことができました。長く景観まちづくりを進めてきた当地が、先人たちの努力によって、現在の美しい景観をつくってきたことを改めて感じる事ができました。

2. 長町景観地区まちづくり協議会のこれまでの取組一覧

(●:協議、○:報告、役:役員会、総:総会)

年度	月日	内 容	まちづくりニュース発行
H26	8/7	発足式 地区内住民約 30 名が集まり了承	第 1 号(8/18)
H26 役①	9/10	●地区内の照明整備のあり方について ●土塀の保全について ○景観地区指定記念式典について ○道路工事について	第 2 号(9/18)
H26 役②	12/22	●街路照明整備のあり方について ●土塀の保全・整備について	
H27 役①	5/13	●金沢聖霊総合病院前の橋の名称について ●まちづくり協定の締結について ●ばい捨て等防止重点区域指定について ○土塀修繕について ○土塀保全計画の策定について ○土塀等の協定締結について ○照明灯(市道部)の更新について ○防犯灯(町会所有)の更新について ○金沢聖霊総合病院の既存の私有橋撤去について ○眺望景観保全の調査について ○建物・雪吊り補助について ○ふらっとバスのルート変更について	第 3 号(6/24)
H27 役②	8/25	●ばい捨て等防止重点区域指定について ○土塀色彩調査について ○中央公民館長町館 土塀塗替・木羽修繕 ○照明灯(市道部)の更新について ○防犯灯(町会所有)の更新について ○金沢聖霊総合病院の既存の私有橋撤去について ○金沢聖霊総合病院前の橋の名称について ○ふらっとバスのルート変更について ○公衆無線アンテナ設置箇所について	
H28 役①	5/26	●役員改選 (大屋会長から青木龍夫会長へ) ●まちづくり協定の概要について ○土塀修繕について ○土塀等の協定締結について ○照明灯(市道部)の更新について ○建物・雪吊り補助について	第 4 号(7/15)
H28 総①	6/22	●まちづくり協定の概要等について ○H27 年度事業報告 ○H28 年度事業予定について(土塀修繕、照明灯更新、長町緑地内トイレ改築等)	
H28 役②	11/29	●まちづくり協定について	

年度	月日	内 容	まちづくりニュース発行
H28 役③	2/8	●まちづくり協定について	まちづくり協定版第1号
H29 役①	4/24	●H29年度事業予定について(土塀修繕、建物修景) ●まちづくり協定について ○H28年度事業報告 ○まちづくりを推進する住民団体活動の補助金について	
H29 役②	5/30	●まちづくり協定について	
H29 役③	6/14	●まちづくり協定について	
H29 役④	8/21	●まちづくり協定について	
H29 役⑤	9/28	●まちづくり協定について	まちづくり協定版第2号
H29 総①	12/4	●長町景観地区まちづくり計画(案)について	
H29 役⑥	3/14	●まちづくり協定について	
H29 総②	3/29	●景観地区まちづくり計画(案)について ●役員改選について ●H30年度活動計画(案)、H29年度活動報告	まちづくり協定版第3号
H30 役①	11/5	●まちづくり協定について まちづくり計画の合意結果について まちづくり協定締結式の開催について	
	12/7	長町景観地区まちづくり協定締結式	
R元 役①	10/21	●役員交代について ●R元年度活動計画(案)、H30年度活動報告	第5号(10月)
R元 役②	12/13	●R元年度のまちづくり活動について	
R2 役①	8/5	●R2年度活動計画(案)、R元年度活動報告 ●役員改選について ○景観地区保存対象物「西家住宅」の指定について ○加賀百万石回遊ルートについて	
R2 総	8/26	同上	第6号(9月)
R2 役②	10/15	●まちあるきの開催について	
	11/12	「まちあるき」の開催について 国立工芸館、玉泉院丸庭園、鼠多門・鼠多門橋など	第7号(1月)
R2 役③	3/22	●まちづくり活動報告 ●R3年度活動内容について ○金沢都市美文化賞受賞「長町2丁目長屋門活用プロジェクト」について	

年度	月日	内 容	まちづくりニュース発行
R3 役①	7/27	●冬の風物詩映像作品の上映について ○まちづくり協定に基づく事前連絡について ○金沢市の今年度の事業報告について（夜間ライトアップについての意見聴取など）	第8号(9月)
R3 総①	8/2	同上	
	9/16	夜間ライトアップに関する照明実験	
	10/27	夜間ライトアップに関する勉強会 講師：近田玲子デザイン事務所代表 近田玲子氏	第9号(12月)
R3 役②	3/29	●役員改選について ●R3年度まちづくり活動報告 ●R4年度の活動について	
R4 役①	5/20	●役員改選について 青木龍夫会長から青木誠治会長へ ●R3年度活動報告 ●R4年度の活動計画（案） ○まちづくり協定に基づく事前連絡について ○金沢市の今年度の事業報告について（夜間ライトアップ整備計画について）	
R4 総①	5/30	同上	第10号(6月)
R4 役②	10/21	●まちづくり活動について（庭園見学会）について ○夜間ライトアップ整備について	
	12/2	長町景観地区内の庭園見学会 西家庭園、山田家庭園 講師：金沢美術工芸大学 鏑 隆弘教授	第11号(7月)
	1/30	夜間ライトアップに関する照明実験	
R4 役③	2/24	●長町地区夜間照明点灯式について ●R4年度まちづくり活動報告 ●R5年度の活動について ○松村邸の建物・土堀解体について	
R5 役①	7/11	●R4年度活動報告、●R5年度の活動計画（案） ●まちづくり活動について ●長町景観地区10周年記念式典について ○金沢市の今年度の事業報告について（夜間ライトアップ整備計画について）	
R5 総①	7/28	同上	第12号(9月) 号外（講演会のお知らせ、 古写真提供のお願い）
	11/18	講演会の開催「尾山神社の歴史と加賀八家の関わり」 講師：横山方子氏（郷土史家）	第13号(3月号)
R5	3/26	●まちづくり活動について ●長町景観地区10周年記念式典の開催について	

3. 長町景観地区まちなみ修景事業について

地区内における建築行為等については、美しい景観を保全するために、地区で定められた景観形成基準を遵守することなどが求められます。一方で、景観保全にかかわる整備に対して支援制度として、建築物の修理・修繕、新築等の費用の一部への支援や、庭木や庭園の保全のために雪吊りに対しての支援があります。

補助金の対象事業と補助金の額

区分	対象事業	補助金の額		
		補助率	限度額	
景観地区 保存対象物 (建造物)	外観の修理	80%	1,000万円	
	防災施設の設置	90%	—	
	限界耐力計算法等による既存耐震性能診断	75%	30万円	
	上記診断に基づく防災構造補強工事の設計	2/3	20万円	
	防災構造補強工事	90%	500万円	
	病虫害の防除	80%	50万円	
一般 建造物	金澤 ^(注1) 町家	建築物の修繕、復元に伴う外観の修理	70%	700万円
		限界耐力計算法等による既存耐震性能診断 ^(注2)	3/4	30万円
		上記診断に基づく防災構造補強工事の設計 ^(注2)	2/3	20万円
		防災構造補強工事 ^(注2)	1/2	250万円
	一般建築物	建築物の新築、増築、改築、修繕に伴う外観修景	70%	300万円
工作物等	板塀、竹垣、生け垣の設置、修復に伴う修景	70%	100万円	
松の木の雪吊り	松の木の剪定	—	2万円/本	
	松の木の雪吊り	—	2万円/本	
保存団体の活動	景観地区のまちづくりを推進する住民団体活動	—	10万円	

(注1) 伝統的な構造、形態又は意匠を有する木造の建築物（寺院、神社、教会その他これらに類するものの建築物を除く。）のうち、本市の歴史、伝統及び文化を伝える建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行の際現に存していたものをいう。

(注2) 金澤町家の「建築物の修繕、復元に伴う外観の修理」に係る補助金と、「限界耐力計算法等による既存耐震性能診断」、「上記診断に基づく防災構造補強工事の設計」、「防災構造補強工事」に係る補助金にあっては、当該補助金の合計額は、700万円を超えない。

平成 26 年度

<店舗併用住宅（金澤町家）森邸 長町2丁目3番1号>

・内容：外観の修理（下見板、漆喰塗り、木製建具、庇屋根等）



着工前



竣工

平成 27 年度

<専用住宅（金澤町家）藤村邸 長町2丁目4番31号>

・内容：外観の修理（下見板、黒漆喰塗り等）



着工前



竣工

<専用住宅（金澤町家）西邸 長町3丁目1番57号>

・内容：外観の修理（式台屋根瓦葺き直し）



着工前



竣工

<板塀 山村邸 長町1丁目4番13号>

・内容：板塀の修復（板塀杉板貼替え、門建具修繕（正門・勝手口））



着工前



竣工

平成 28 年度

<専用住宅（金澤町家）山村邸 長町1丁目4番13号>

・内容：外観の修理（下見板張り、格子取付）



着工前



竣工

平成 29 年度

<専用住宅（金澤町家）坂口邸 長町2丁目3番30号>

・内容：外観の修理（屋根模様替え、下見板張り、漆喰塗り、樋取替え）



着工前



竣工

<専用住宅（金澤町家）山田邸 長町2丁目2番35号>

・内容：外観の修理（屋根瓦葺き替え、下見板張り、樋取替え）



着工前



竣工

<専用住宅 木谷邸 長町1丁目3番21号>

・内容：外観の修景（下見板張り、漆喰補修、小庇葺き替え）



着工前



竣工

平成 30 年度

<専用住宅（金澤町家）大屋邸 長町1丁目3番15号>

・内容：外観の修理（下見板やり替え、黒漆喰撤去のうえ白漆喰塗、格子新設）



着工前



竣工

令和元年度

<長屋門（金澤町家）和菓子村上 長町2丁目3番22号>

- ・内容：外観の修理（下見板張り、漆喰塗り、樋取替え、剥落防止材塗り）



着工前



竣工

<専用住宅（金澤町家）大屋邸 長町1丁目3番15号>

- ・外観の修理（瓦葺き直し、下見板張り替え、格子新設、樋新設、腰石新設）



着工前



竣工

<専用住宅（金澤町家）高井邸 長町1丁目2番17号>

- ・内容：外観の修理（日本瓦葺き替え）



着工前



竣工

令和3年度

<専用住宅 西邸 長町3丁目1番57号>

- ・内容：外観の修理（日本瓦葺き替え）



着工前



竣工

令和4年度

<専用住宅及び板塀 丸本邸 長町2丁目3番9号>

- ・外観の修景（下見板張り、漆喰塗り等）、板塀設置（杉縦羽目板張り等）



着工前

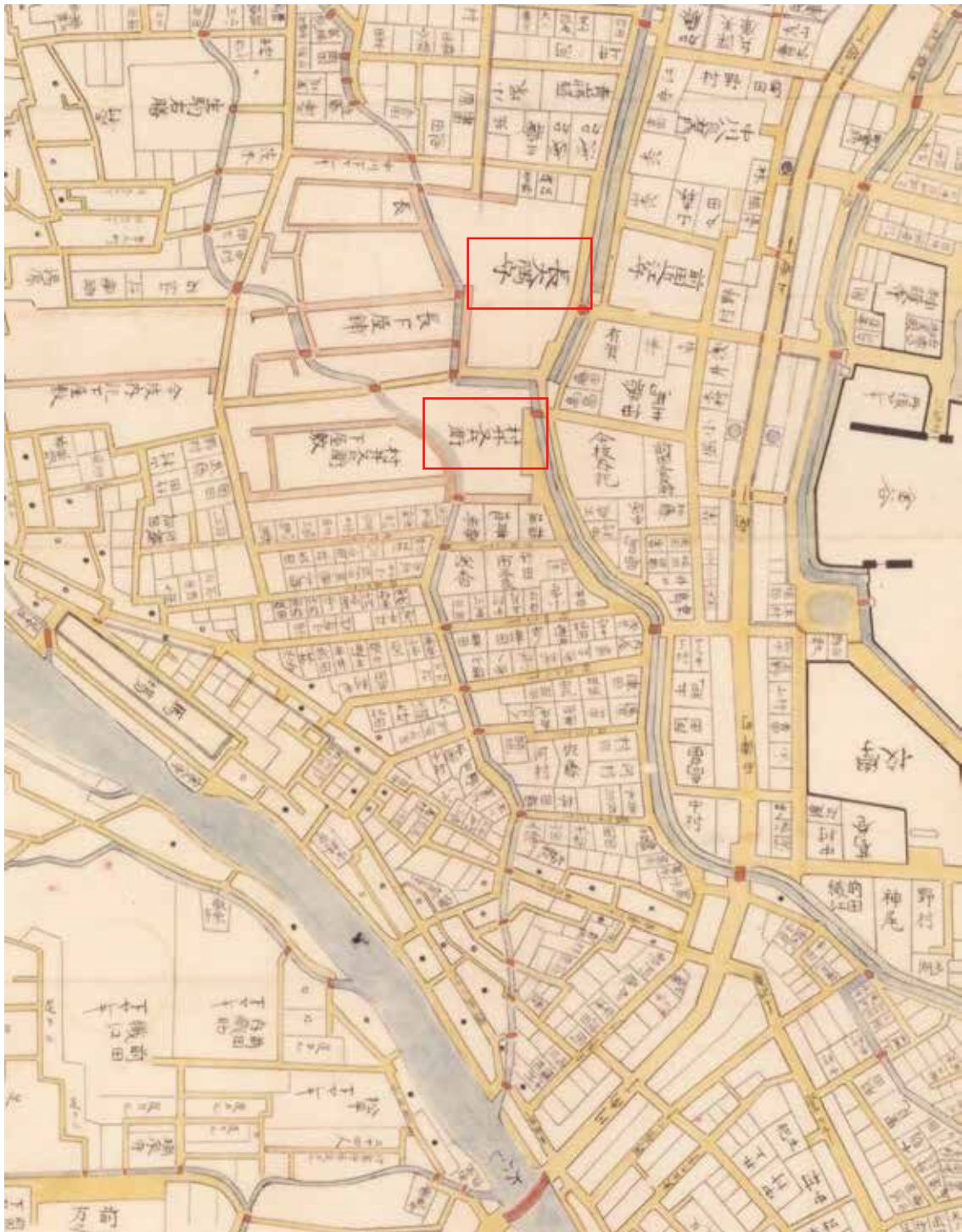


竣工

まちの変遷

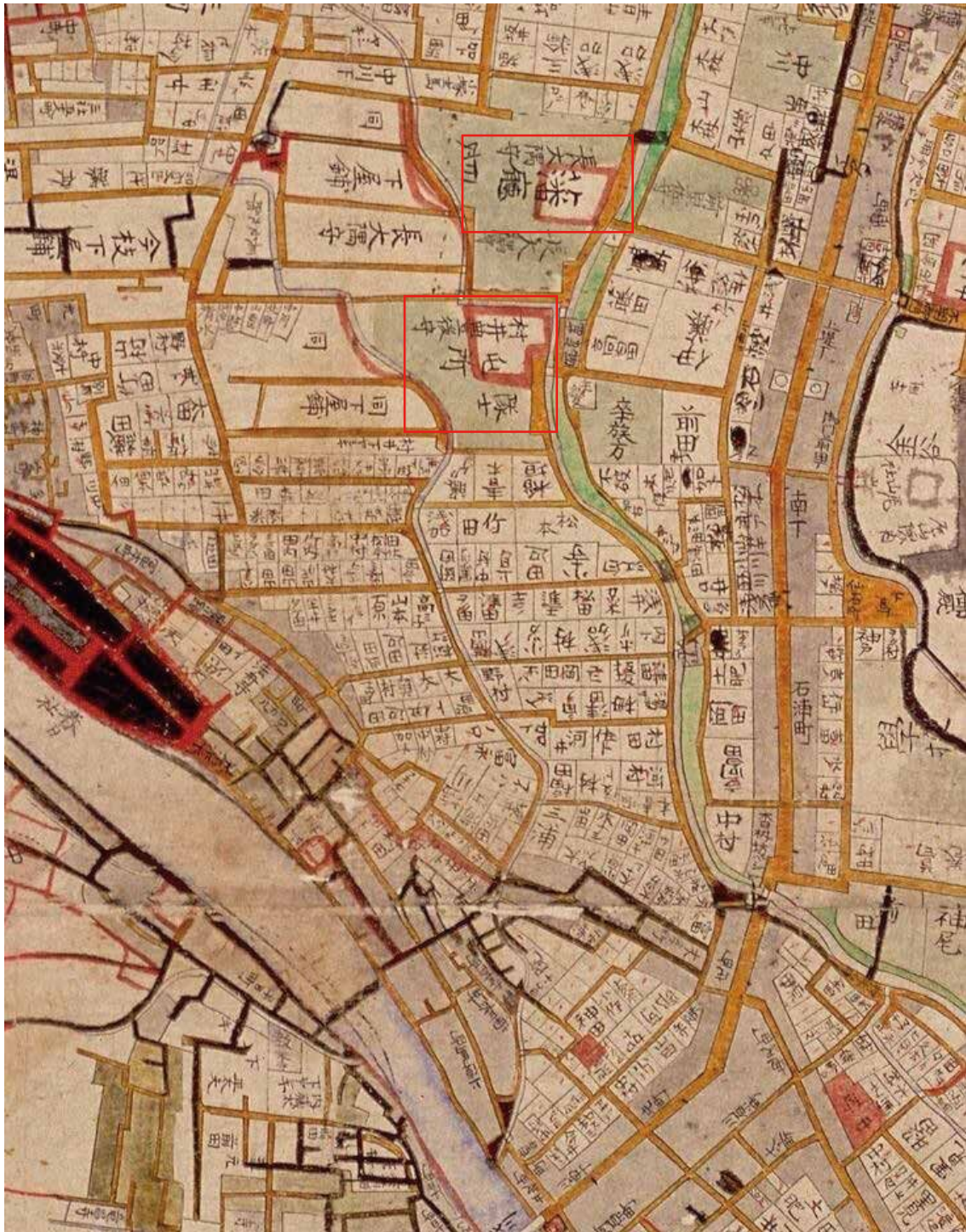
江戸時代から昭和前期

176 年前 1848 年 嘉永元年 金沢城下絵図 金沢市立玉川図書館所蔵(一部加工)



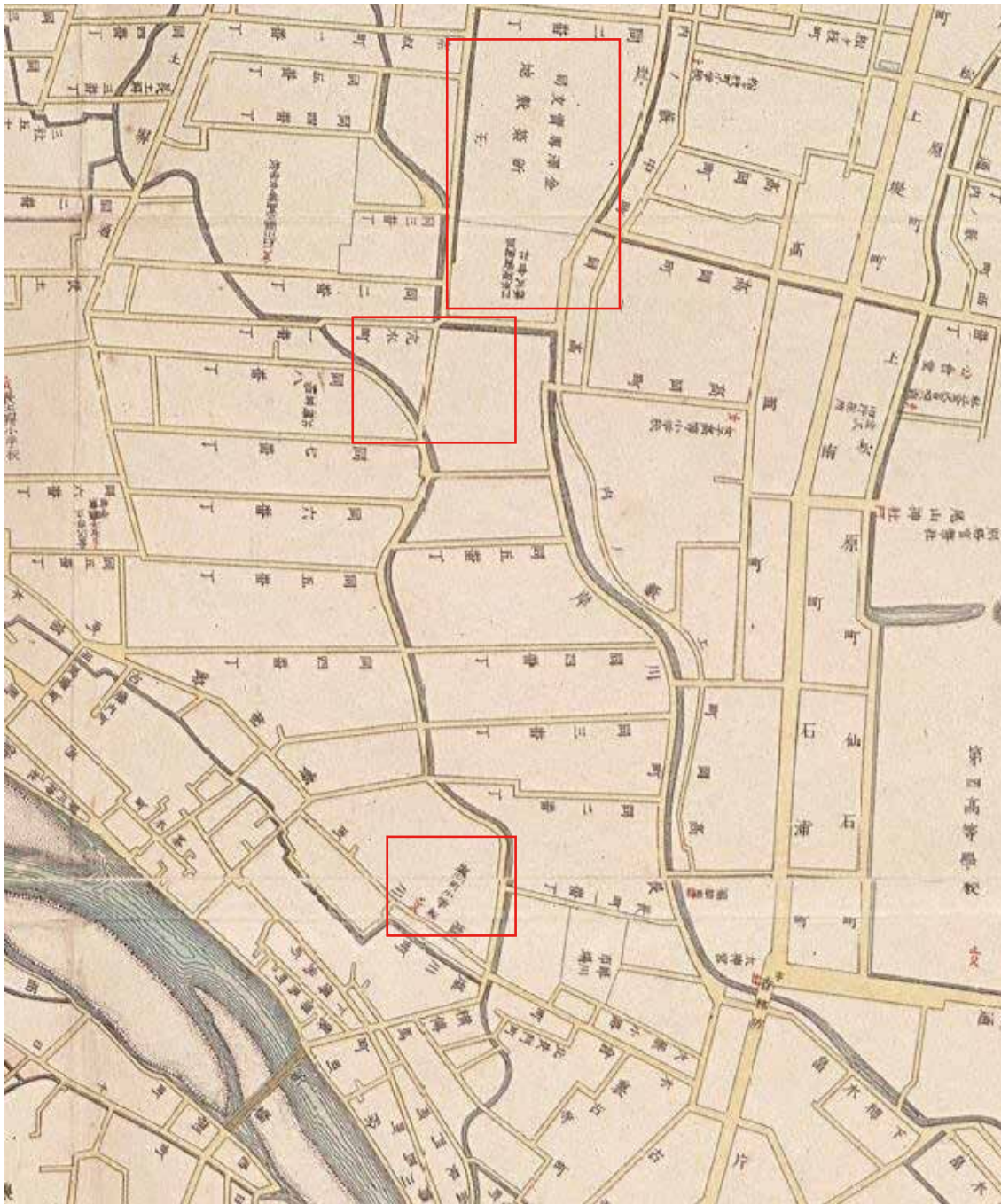
幕末の城下町絵図。現在の長町中学校の敷地は、加賀八家・村井家の上屋敷が位置し、現在の三谷産業株式会社の敷地は、同じく加賀八家・長家上屋敷が位置している。長町景観地区は平士(家禄 80 石～2,400 石)階級の武士が住まいする区域であった。

156年前 1868年頃 明治初年 金沢町絵図 金沢市立玉川図書館所蔵(一部加工)

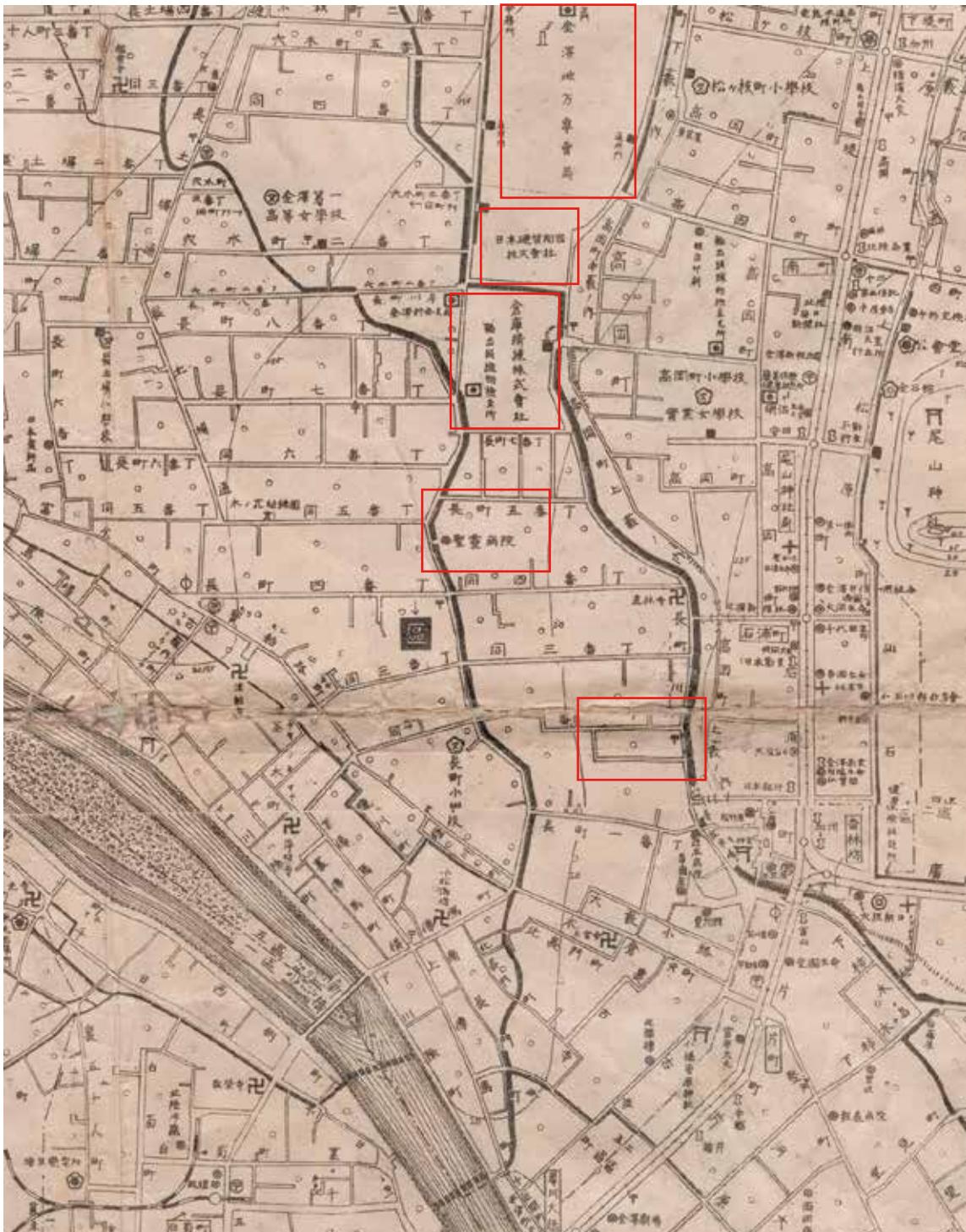


嘉永元年(1848)の城下町絵図では、村井家上屋敷だった場所は隊士屯所となり、長家上屋敷だった場所は藩庁となっている。明治2年(1869)6月に藩主前田慶寧が金沢藩知事に任命され、明治4年(1871)7月に廃藩置県が行われた。長町景観地区のあたりでは大きな変化は見られない。※絵図には加筆と思われる図や文字があり、全ての記載が同時期とは限らない。

115年前 1909年 明治42年 金沢市街図 金沢市立玉川図書館所蔵(一部加工)



長家上屋敷だった場所は、2区画に分けられ、南側の土地には日本硬質陶器株式会社（現ニッコー株式会社・明治41年(1908)創業）、北側の土地には金澤専売支局新築敷地と記載されている。金澤専売局は明治44年(1911)に建設され、現在の金沢市立図書館玉川図書館近世史料館として活用されている。また、村井家上屋敷だった場所では、敷地を分断する形で、南北方向の道路が新しく付けられている。現在の中央公民館長町館や長町緑地、老舗記念館がある辺りに塩川町小学校とあり、これは明治38年（1905）に開校した長町尋常小学校のことである。



村井家上屋敷があった場所には、倉庫精練株式会社が位置し、かつて浅加家や竹田家という石高の高い武士の住まいがあった場所に聖霊病院が位置している。聖霊病院は大正3年(1914)に病院本館が建設され、昭和6年(1931)に建設されている。また、上二番丁通りに矩手状の道路が新たに造られており、昭和8年(1933)頃に造られたことが推測される。なお、現在の中央通りがまだ整備されていないことも分かる。

「お姫様の来訪」

昭和元年(1926)生まれの田上さんが新家邸長屋門に住まいされたのは17歳の頃でした。20代(「27歳やったか30歳やったか・・・」)の頃、お庭の掃除をしていたら、上品なご婦人が屋敷に入っただけ、「長屋門に見覚えがある」こと、「自分が住まいをしていたときは庭がもっと広く、馬を走らせていた」ことなどの話をされたそうです。その方は、藩政期末期に、この地に住まいされていた藩士の娘で、藩士は御馬廻組であったとのこと。ちなみに新家邸長屋門には、現在もウマヤの梁に馬の手綱を結わえた鉄輪が残っています。新家邸には、市指定保存建造物の長屋門のほかに、敷地内に歴史的建造物が1棟存在し、かつての武士住宅の離れの建物で、九畳の座敷は藩士の娘が使用したと伝わっているそうです。ひょっとすれば、そのご婦人が使用されていたのかもしれない。まるで、時空を超えて訪れたお姫様のお話ですが、武家屋敷群の長町景観地区ならではのエピソードであり、江戸時代が少しだけ身近に感じられました。

古い絵図をみると、新家邸長屋門がある場所は、延宝期の「金沢図」から文政期の「金沢図」には「桑嶋」と記載され、その後、天保期の「金沢全市旧図」から嘉永元年の「金沢城下絵図」には「河村」とあり、「明治初年 金澤地図」には「河井」とあり、用水沿いまでひとつの屋敷地であったことが分かります。

また、田上さんは長町界隈のことも、お話されていました。現在の職人大学校研修塾は、もと御殿医のお宅だったそうです。御殿医のお宅には黒く塗られた門があり、『黒門』と呼ばれていたようです。敷地も現在の角地まであったとのこと。むかしは、大きな家が2つくらい建っていたようでした。伝承は、事実かどうかは別として、地域の歴史に彩を与えてくれます。数多くのエピソードが長町景観地区に残っており、このような話が後世に伝わるのが、地区の魅力に繋がると感じました。



新家邸長屋門



ウマヤの梁に鉄輪が残る



金沢城下絵図 嘉永元年(1848)

金沢市立玉川図書館蔵

聞き取り 景観政策課 長池 秀崇

うつりゆく街並み

昭和 32 年(1957)～



長町三番丁通り 坂口家長屋門（上段古写真：坂口家所蔵）

昭和 38 年(1963)豪雪



長町一番丁通り (岸川家所蔵)



長町二番丁通り (岸川家所蔵)

昭和 38 年(1963)豪雪

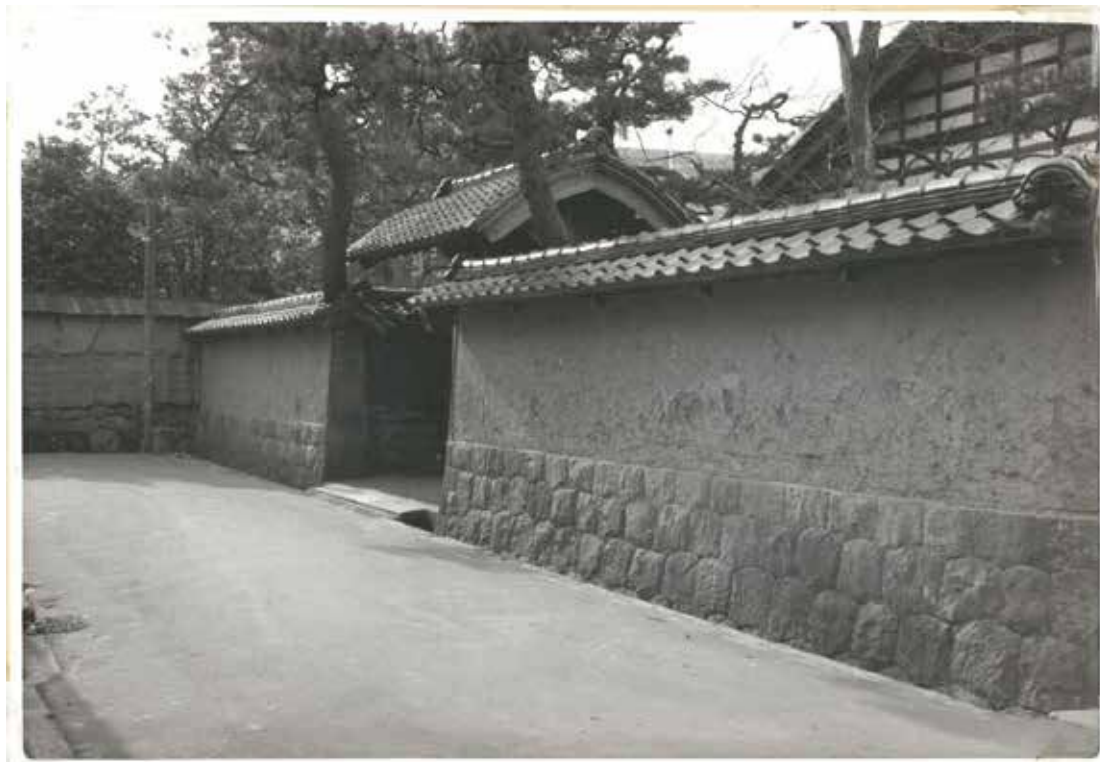


長町三番丁通り (坂口家所蔵)



大野庄用水沿い 三の橋付近 (坂口家所蔵)

昭和 39 年(1964)～



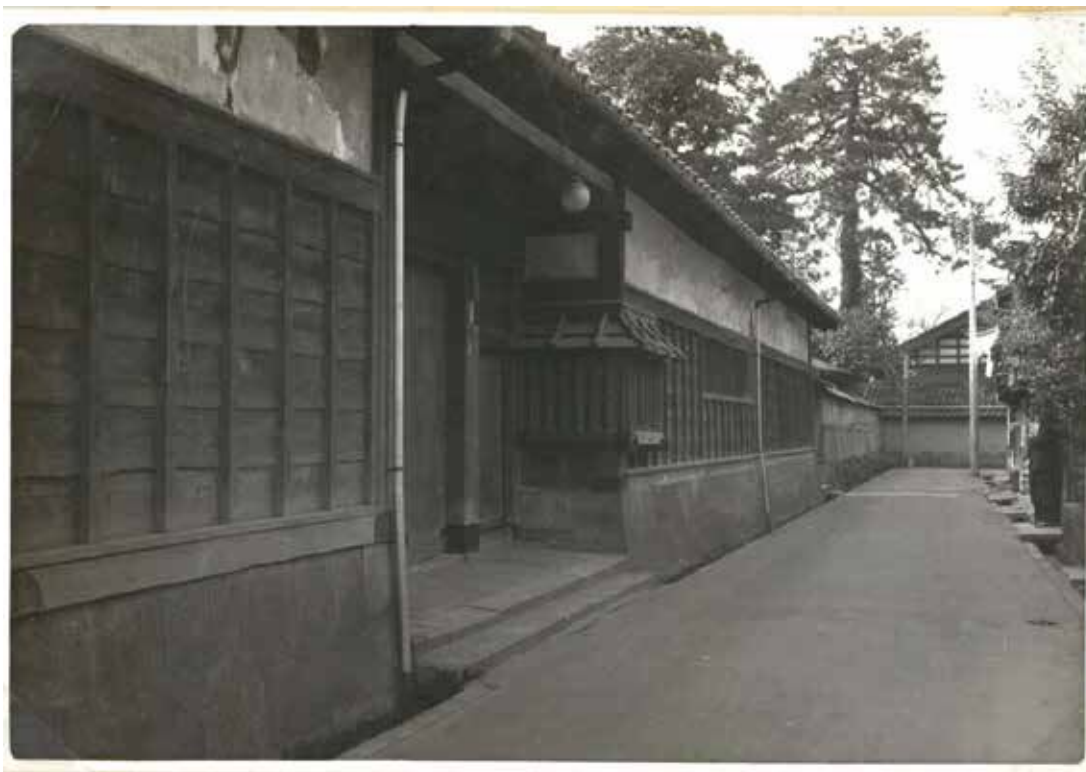
長町二番丁通り（上段古写真：金沢市所蔵）

昭和 39 年(1964)～



長町二番丁通り（上段古写真：金沢市所蔵）

昭和 39 年(1964)～



長町二番丁通り（上段古写真：金沢市所蔵）

昭和 39 年(1964)～



長町二番丁通り（上段古写真：金沢市所蔵）

昭和 39 年(1964)～



大野庄用水浴い（上段古写真：金沢市所蔵）

昭和 40 年(1965)代



長町一番丁通り (上段古写真：岸川家所蔵)

昭和 40 年(1965)代



長町一番丁通り（上段古写真：岸川家所蔵）

昭和 40 年(1965)代



大野庄用水沿い 一の橋付近（上段古写真：岸川家所蔵）

昭和 40 年(1965)代



大野庄用水沿い 一の橋付近（上段古写真：岸川家所蔵）

昭和 40 年(1965)代



大野庄用水沿い 二の橋付近（上段古写真：岸川家所蔵）

昭和 55 年(1980)～



長町二番丁通り 長町街園（上段古写真：金沢くらしの博物館所蔵）

昭和 55 年(1980)～



大野庄用水沿い 二の橋付近（上段古写真：金沢くらしの博物館所蔵）

昭和 55 年(1980)～



大野庄用水沿い 三の橋付近 (上段古写真：金沢くらしの博物館所蔵)

昭和 55 年(1980)～



大野庄用水沿い 四の橋付近（上段古写真：金沢くらしの博物館所蔵）

昭和 55 年(1980)～



長町五番丁通り（上段古写真：金沢くらしの博物館所蔵）

昭和 55 年(1980)～



長町六番丁通り（上段古写真：金沢くらしの博物館所蔵）

長町景観地区の景観構成要素

1. 土塀

武士の居住地であった長町景観地区の象徴は、土塀が連なる街並みと言えます。地区内にある土塀には、藩政期から伝わる伝統的な工法で造られた「版築土塀」と昭和39年(1964)以降に、土塀の連なる景観を修景するために造られた「修景土塀」があります。「版築土塀」とは、石積みの上に土を突き固めた築土を積み上げて屋根を架けた土塀のことを言いますが、現在、金沢市内においても、その数は大変少ない存在となっています。市内で最も長大な土塀は、現在の金沢医療センターにある市指定文化財の「奥村家(宗家)上屋敷跡土塀」ですが、地区として「版築土塀」が連なって残るのは長町景観地区のみと言えます。また、「修景土塀」は、表面上は「版築土塀」に見えますが、主体部の構造はコンクリートブロック造または木造、鉄筋コンクリート造で築造された土塀を言い、市と地区住民の協働によって長きに渡り取り組んできた修景手法であり、現在の美しい街並み景観を形成する重要な要素となっています。長町景観地区では、引き続き、市と地区住民との協働により、「版築土塀」の保存と「修景土塀」の維持管理及び新設によって、地区の魅力を高めていく必要があります。

版築土塀の修復工事



修復前



修復後



土塀の仕様調査：土壁を少しずつ削り、塗壁の各工程の層を確認



仕様調査後、劣化した土壁を取り除き、修復の範囲を確認する

修景土塀の新設



木羽板製作

土塀の屋根の木羽板は、金沢職人大学校の修了生である瓦職人さんや板金職人さんで構成される木羽板研究会によって、能登ヒバ（アテ）の原木から手割りの板を製作してもらっています。製作された木羽板は、長町景観地区だけでなく、野町に残る石置き板葺き屋根の旧森紙店や金沢湯涌江戸村にある指定文化財の建物にも用いられています。



能登ヒバの原木



原木を小割り



板剥ぎ



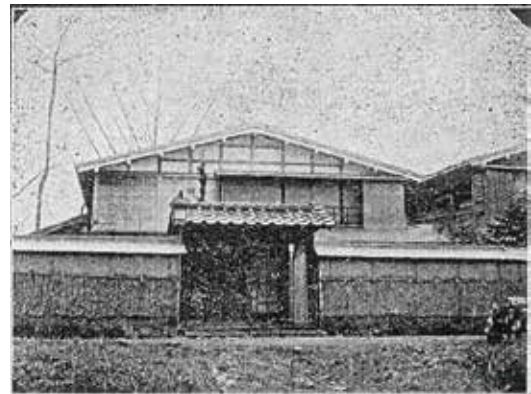
完成

2. 土塀の薦掛け

土塀の薦掛けは、土塀を雪から保護するもので、浸透した水分の氷結による損傷や、付着した雪による土の剥がれを防ぐために設置するものです。薦掛けがいつ頃から始まったかについては、よく分かっていませんが、藩政期から行われてきたと伝わり、明治36年(1903)に発行された「北陸三県実況案内」には、並木町の土塀に薦が掛けられている写真が掲載されています。現在のように、長町景観地区における土塀の薦掛けを金沢市が実施するようになったのは昭和61年(1986)からですが、それ以前は、それぞれのお宅がお抱えの造園屋さんに依頼して、雪吊りとともに冬支度を行っていたものです。今では、金沢の冬の風物詩のひとつとして、市民や来訪者に親しまれています。



長町二番丁通りの薦掛け



「北陸三県実況案内」(明治36年)に載る土塀の薦掛け

<長町景観地区における土塀の薦掛けの概要>

- ・総延長：約1,140m
- ・時期：例年12月 第一土曜日・日曜日
※薦取外し：例年3月中旬頃
- ・薦仕様：基本の大きさは、幅3m60cm、高さ95cmとし、設置場所により幅は異なります。
稲藁を編んだもので、編込み1目あたり藁8～10本を使用した特注品です。
薦を竹に取り付け、土塀の腕木に縄で吊るして設置します。前年に使用したのも必要に応じて修理しながら使用します。
- ・職人：薦掛け作業は、金沢職人大学校で伝統の技術を学ぶ造園職人や、金沢職人大学校を修了した造園職人、石川県造園業協同組合に所属する造園職人によって行われています。



職人さんによる薦掛け

ただひとりの薦づくり職人

金沢の冬の風物詩である薦掛けは、金沢の造園職人の手によって掛けられているだけでなく、薦も金沢の職人さんの手によってつくられています。しかし、現在、薦づくり職人は坂井利男氏ただひとりの状況です。金沢の職人の手でつくられた薦が金沢の職人の手によって掛けられる、そのために薦づくりの継承が必要となっています。

< 薦づくりの手順 >



- ① 藁すぐり（すべ抜き、株元そろえ）
・ハサ干しされた藁を利用
・藁の茎以外の不要な部分を取り除く



- ② 藁打ち
（足踏藁打ち機、手打ち藁打ち）
・杵で打って、柔らかくする。



- ③ 縦縄ぬい
・両手のひらに数本の藁を挟み、揉むように擦り合わせ、藁が絡み合い縄へと変わる



- ④ 薦編み
・藁の束を縄で編む
・丁寧な編み目（雨や雪が入らないよう隙間は小さく見ても良く）

< 薦づくり職人・坂井利男氏 >

- ・昭和 19 年(1944)生まれ、金沢市在住、元金沢市職員
- ・薦づくりの担い手不足を新聞記事で知って、「せっかくの伝統が途絶えるのは忍びない。人の役に立ちたい」と思い立った坂井さんは、子供の頃お父さんが薦をつくっているのを見ていたこと、坂井さんの家の作業場に薦づくりの道具があったことから、はじめは、見よう見まねで薦づくりに取り組み、その後、改良を加え、現在の美しい薦ができあがることとなりました。現在も、伝統を託されたという責任感を胸に作り続けています。

3. 歴史的建造物

長町景観地区には、指定文化財や景観地区保存対象物（建造物）に指定されているものをはじめとして、昭和 25 年(1950)以前に建築された金澤町家に位置付けられる歴史的建造物が数多く残っています。



新家邸長屋門

長町景観地区指定保存対象物

平成 26 年(2014)7 月 1 日指定

(平成 4 年(1992)4 月 21 日保存対象物指定)

建築年次：江戸時代後期建築

特徴：門口右手の外壁から張り出したサルコ庇の武者窓など武家屋敷の長屋門の特徴が見られる貴重な建物。

江戸時代に住まいしていた武士

(寛文期) 桑島藤右衛門 250 石

(幕末) 河村牛兵衛種秀 600 石



大屋家

長町景観地区指定保存建造物

平成 26 年(2014)7 月 1 日指定

(平成 15(2003)年 4 月 21 日保存対象物指定)

建築年次：江戸時代後期建築

特徴：長町景観地区において、武家屋敷の主屋が残っているのは大屋家のみ。現在の瓦屋根になったのは明治末期とされ、それ以前は、石置き板葺き屋根であったことが古写真や小屋裏から分かる。

門や土塀、庭木の松と合わせて武家屋敷の雰囲気や今に伝える。

江戸時代に住まいしていた武士 (寛文期) 加藤又右衛門 200 石 (幕末) 跡地氏



旧加賀藩士高田家長屋門

長町景観地区指定保存建造物

平成 26 年(2014)7 月 1 日指定

(昭和 62 年(1987)4 月 11 日保存対象物指定)

建築年次：文久年間(1861～1864)建築

特徴：平成 8 年(1996)に長屋門の復原工事を行い、公園として整備している。市内における数少ない長屋門として貴重である。

江戸時代に住まいしていた武士

(寛文期) 高田弥右衛門 350 石

(幕末) 高田弥八郎種昌 550 石



西家住宅

長町景観地区指定保存対象物

令和2年(2020)3月23日指定

建築年次：大正5年(1916)建築

特徴：敷地を含む一帯は江戸時代に平士級の武士居住地であったが、大正初期の頃にはリング畑になっていたと伝わる。大正5年(1916)、現在の住宅と庭園を順次整備した。主屋や客座敷に見られる妻面のアズマダチの意匠は、金沢の武士住宅に用いられた伝統的な意匠である。

江戸時代に住まいしていた武士 (寛文期) 浅加九左衛門 100石 (江戸中期) 武田権左衛門 150石



聖霊病院聖堂

石川県指定有形文化財(建造物)

令和5年(2023)1月6日指定

建築年次：昭和6年(1931)建築

特徴：設計者はスイス人建築家マックス・ヒンデル。県内においても数少ない近代木造教会建築である。畳敷の身廊が往時の雰囲気や今に伝える。

江戸時代に住まいしていた武士

(寛文期) 浅加左京 1,400石

(幕末) 浅加主馬典郷 1,400石

(寛文期) 竹田五郎左衛門 3,530石

(幕末) 竹田掃部 3,530石 人持組



坂口家長屋門

建築年次：江戸時代後期建築

特徴：加賀藩士禄高300石の天野家の長屋門。市内に残る長屋門は極めて少なく貴重。



千田家住宅

建築年次：明治後期建築

特徴：二階正面アズマダチ風の意匠が特徴。敷地には市指定名勝の庭園が整備されている。

4. 夜間景観ライトアップ照明



金沢市が策定した夜間景観アクションプログラムに基づき、市民や観光客が楽しめる金沢の夜の風情を創出するため、鼓門や尾山神社をはじめとした市内の景観資源のライトアップ整備を平成30年度より開始しました。長町武家屋敷群においては、住民の生活に配慮しながら、加賀百万石回遊ルートと連動するように、長町景観地区の景観資源である土堀(薦掛け)、庭木、松(雪吊り)、用水等を活かし、市有施設(金沢老舗記念館、中央公民館長町館、長町武家屋敷休憩館、旧加賀藩士高田家跡、足軽資料館)にてライトアップ整備を行いました。

令和5年度には、「金沢らしい夜間景観創出事業(長町エリア)」として、都市美文化賞を受賞しました。



金沢老舗記念館



長町武家屋敷休憩館



旧加賀藩士高田家跡



足軽資料館

5. 用水と庭園

地区内に流れる大野庄用水は、灌漑や物資運搬、防火、防御、融雪など、多様な役割を担ってきた用水であり、金沢城築城に大きな役割を果たしたと伝えられ、伝承としては、尾山御坊時代から存在していたとされています。犀川を水源とし、現在は、犀川桜橋の上流右岸地点で取水しています。かつて旧宮腰（金石港）から大量の木材を運んでいたことから、御荷川（または鬼川）とも呼ばれていました。土塀沿いを流れる景観は、長町景観地区でしか見られない美しいものであり、5月下旬から7月上旬には、ホタルを見ることがもできます。

また、今でも、大野庄用水の流れを屋敷内に取り込み、庭園の曲水として利用されているお宅がいくつか見られ、金沢らしい庭園の特徴のひとつとして挙げられます。金沢が育ててきた庭園を楽しむ文化と用水を様々な形で利用してきた用水文化を感じることができます。



西家庭園

市指定文化財（名勝）

平成 19 年(2007)12 月 3 日指定

大正 5 年(1916)頃に作庭された近代庭園。大野庄用水を巧みに生かした池は、金沢の豊かな造園技術を示すもので、住宅庭園として類まれなスケール感を持っており、近代庭園として芸術・学術の両面から見て価値が高いものとして評価を受け、令和 6 年(2024)6 月 24 日に国名勝の指定について答申されました。



千田家庭園

市指定文化財（名勝）

平成 25 年(2013)1 月 11 日指定

旧加賀藩士で北越戦争や後の西南戦争に参戦し功績を残した千田登文氏が明治 27 年(1894)に当該地に住まいを構えるために作庭しました。兼六園整備や成巽閣を造営した加賀藩前田家 13 代齊泰に仕えた登文氏は作庭にあたりその影響を強く受け、随所にそれらの趣を取り入れているとされています。池泉回遊式庭園で庭の中心となる遣水は大野庄用水から取り入れています



武家屋敷跡野村家

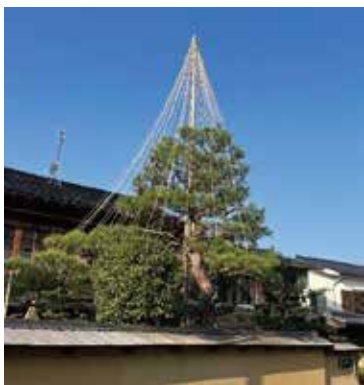
敷地は、藩政期に馬廻組を務めた直臣野村氏の屋敷跡地の一部にあたります。敷地内には北前船船主久保彦兵衛宅の離れ部分が昭和 16 年(1941)頃に移築されました。現在、「武家屋敷跡野村家」として建物と庭園が一般に公開されています。アメリカの庭園専門誌である「ジャーナル・オブ・ジャパニーズ・ガーデニング」では、日本庭園ランキングの第 3 位に選ばれたことがあるなど、海外の人たちから高い評価を受けています。

6. 雪吊り

金沢の冬の風物詩のひとつである雪吊りは、雪の重みで木の枝が折れないようにするため、縄で木の枝を支えるものです。

長町景観地区では、樹高が3メートル以上の松の木で、古葉とり又はもみ上げ等による剪定により適切な管理がなされ、リンゴ吊り又は幹吊りによる雪吊りが施されるものについて、景観地区まちなみ修景事業対象物として認定することができます。地区内には27件89本（令和6年(2024)8月31日時点）の松が認定されています。

雪吊りの種類



りんご吊り

竹の柱を真ん中に立てて、縄を張り、枝を支えます。



幹吊り

樹の幹に直接、縄を張り、枝を支えます。



しばり

3～4本の竹を立てて、縄を張り、枝を支えます。

剪定について

時期 冬剪定、夏剪定

樹木の枝を切ることで見た目を美しくしたり、風通しを良くしたりします。樹木の生長を促進したり、害虫から木を守ります。



剪定前



剪定後

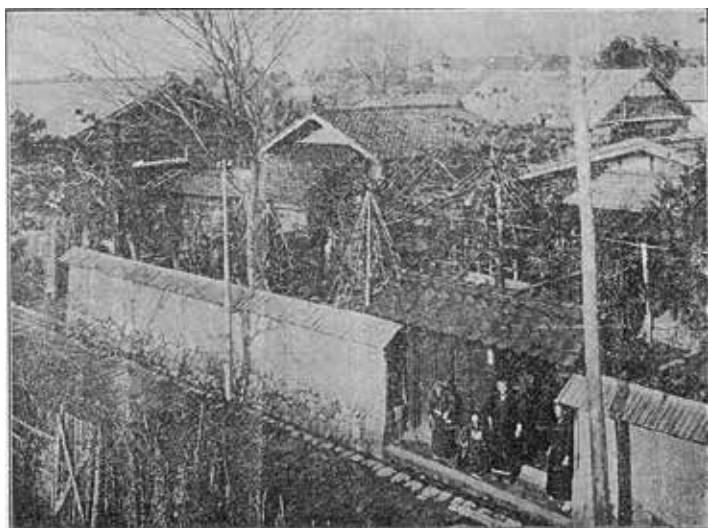
「長町アップル物語」

藩政時代、ここ長町武家屋敷界隈には長町の名前の由来とされる加賀八家のひとつ長家（三万三千石）の上・下屋敷があり、下屋敷の林檎（りんご）は「長の林檎」と言われる程の名産品でした。「金澤古蹟志卷廿五」（森田柿園著・明治24年）によると、鳥の憂いから花や実を守る為に、春の花咲く頃から秋の実の成るまで林檎の木の芯に竹を建て、縄を掛けた光景が広がっていたとあります。まさしくその形状は兼六園唐崎松に代表される冬の風物詩「雪吊り」であり、現在その名は「リンゴ吊り」と言われています。ただし、冬の雪吊りではなく春から秋までのリンゴ吊りだった事は驚きです。そしてそのひとつひとつの形が帆船に似て、林檎畑はあたかも湊の様だったとあります。現在リンゴ吊りは冬季の雪吊りになっていますが、藩政期にあったリンゴ吊りで林檎の重みから枝折れを防いだ効果が明治期の西洋リンゴ栽培でも生かされ、リンゴの実が北陸の重い雪に変わって冬の雪吊りが生まれた様です。ただ雪吊りとしてのリンゴ吊りの歴史は明治期からで、まだ百年位だそうです。

この藩政時代の林檎（和林檎・紅リンゴ）は高岡町の写真家故御園直太郎氏宅のお庭に海棠林檎としてその名残を留めています。現在の二代目の海棠林檎は以前カミキリムシの被害で実が成らず、わき芽として誕生した三代目が成長してきています。皇居東御苑果樹古品種園には江戸時代の果実の中から和林檎三種として長野や青森の林檎と並んで「加賀藩在来」と命名された林檎が植えられている事に驚かされましたが、当時金沢は和林檎の一大産地だった様です。

平成2年(1990)12月の北國新聞に投稿された当時石川県立歴史博物館学芸員（元北陸大学国際コミュニケーション学部教授・現地域文化総合研究所代表）の長谷川孝徳先生の「大

○長下邸之林檎
 鶴尾記に云ふ。長氏の下邸四ヶ所ありしが、四ヶ所共に林檎を産す。海内一の美産地也と、世人譽つて稱美す。花の頃より實のなるまでは、採葉師木の心に竹を建て縄をかけて、鳥の憂をさけしむ。其形容船に似て、あたかも湊の如し。といへり。今に至り、穴水町の地および北の家中と呼ばたりし地等、皆林檎の木を多く植えて、其の實を賞美す。故に世人の謠にも、長のりんご、村井の柑子といひて、昔より其の名高く、市中の名産とす。



「北陸三県実況案内」（明治36年）に載る雪吊り

「金澤古蹟志卷廿五」
 （森田柿園著・明治24年）

江戸単身赴任事情 役得 リンゴジャムを賞味」によると、幕末加賀藩御近習だった小川仙之助が参勤交代で江戸に出向いた際に書いた「御参勤御供中日記」の安政2年（1855年）11月24日の記述に『今日天気は良いが霜が強く、今朝地震があった、と始まり、前年の春アメリカから渡来したアップルを植木職人の足軽に植えさせた処、実が成った。時の藩主十三代前田斉泰公が奥向きで徳川家から輿入れした妻女浴姫（11代将軍徳川家斉公二十一女）と丸い餅の上にアップルを塗って食べ、お側廻りの人達も頂戴した』と記されています。アップルとは西洋リンゴの事で、英語のアップルがアップルと聞こえたのでしょう。安政元年（1854）アメリカのペリー提督の使節団が黒船で再来航した際に、実家の徳川家に献上された西洋リンゴの苗が嫁ぎ先である現在の文京区本郷の加賀藩上屋敷にも渡り、今の板橋区にあった加賀藩江戸下屋敷平尾邸に植えられた樹に実が成ったのではないかと思われまます。西洋リンゴは漢名「苹果」とされるもので、これまでは日本で西洋リンゴの父とされ青森県に顕彰碑もある福井藩主松平春嶽公が今の豊島区巣鴨の福井藩下屋敷に試植させ慶応2年(1866)に実を付けたとする後世の聞き書きが西洋リンゴの初見とされていましたが、小川仙之助の日記は日々書かれたものであり、福井藩のものより実に11年遡るものでした。この貴重な日記は現在石川県立歴史博物館に加賀藩士小川家文書として保存されていますが、私も現物を見せていただき片仮名でアップルと書いてあり驚きました。小川仙之助氏（後に清太）は後年金沢警察署長や河北郡長などを勤められた方のように、私共とも懇意にさせていただいた金沢市長坂にお住いの小川和子先生のご主人小川正英氏の曾祖父に当たる方だったと判り歴史はつながっていると感じました。

昭和49年(1974)に石川県果樹園芸協会リンゴ部会が発行した「石川県リンゴ百年史」などによると、幕末に渡来した西洋リンゴはその後明治新政府が始まると、禄を失った武士達に新しい職を与える為、国の殖産興業政策の一つとして養鶏、養蚕そして果樹園芸などの農業奨励事業へ転身させようとなりました。その為、新政府は明治4年(1871)北海道開拓使次官黒田清隆を米国に派遣し75品種のリンゴ苗木を本国へ送らせ、フランスからも108品種のリンゴ苗木を輸入しました。翌明治5年(1872)には新宿試験場で西洋果樹の接木繁殖を始め、明治7年(1874)に全国当時59府県にリンゴ、モモやナシなど11種類各3本を配布した様です。さらに翌明治8年(1875)と9年(1876)には相当数が配布され、ここ金沢でも明治8年(1875)秋8本のリンゴの苗木が横山町の横山男爵邸内にあった圃場に仮植えされ、その後明治10年(1877)には現在のしいのき迎賓館裏手にあった石川県農業講習所（旧松任農業高校・現彗星高校の前身）の実習地に定植させました。それを元に旧士族の中からも西洋リンゴの栽培に従事した人たちが現れた様で、御園魯三郎氏、宮口安窮氏、松村一正氏、市川愛二郎氏などの名前が見受けられます。この内御園魯三郎氏は先の高岡町御園直太郎氏の祖父で、直太郎氏も幼少期採れたリンゴをリヤカーで現在金沢エムザのある青草市場まで運んだそうです。また松村一正氏はかつて長町（現在は足軽資料館）に本社があった松村造園（現在は泉が丘）の松村昭一氏の曾祖父にあたります。足軽から西洋りんご栽培、そして造園業となった松村一正氏が兼六園などの雪吊りにリンゴ吊りを応用した方ではないかと想像されます。明治期には現在金沢市文化ホールのある高岡町そして長町にはリンゴ畑が広が

っていたようです。その他彦三、現在の東急スクエアの辺りの香林坊、そして現在の片町き
らら裏手の金沢学生のまち市民交流館辺り（現片町二丁目・古寺町）・本多町にもリンゴ畑
が広がっていた様です。それらの地は多分旧藩士が禄を失い手放した武家屋敷跡だったと
思われます。また、金沢学生のまち市民交流館（旧佐野家）は、ご縁あって私も 50 年近く
前、現在の青木クッキングスクールの建物を新築する期間約 8 ヶ月程一部をお借りし住ん
でおりました。その重厚な造りと豪華な内装は今でも忘れられません。佐野家の前が先の御
園家で、御園直太郎氏も家を訪れた記憶があるとの事でした。また、最近聞いた話では、国
の名勝指定の答申を受けた西氏庭園も大正中期に建てられる前はリンゴ畑だった様で、大
野庄用水をはさんで反対側の金沢聖霊総合病院も以前はリンゴ畑だったとのことです。長
町一帯には現在の様な家が建つ以前はリンゴ畑が広がっていた事も理解できます。

その後、明治 35 年(1902)頃をピークに旧市街地の武家屋敷跡のリンゴ畑は衰退し、金沢
市南部の富樫や額地区等の山麓傾斜地へ産地は移った様です。その額地区も昭和 30 年代に
は宅地化の波で現在リンゴ農家は一軒もなく、かつての「リンゴの里」としてリンゴ栽培が
盛んだった昭和 30 年(1955)代前半に制作された歌「りんご娘」が近年約 60 年振りに復活披
露された様です。現在では、大桑町、舘山町、つつじヶ丘などにリンゴ畑が広がり「つがる
」や石川県のブラン品種「秋星」などが栽培されています。金沢市舘町に住む果樹農家の友
人の話によると、舘町のリンゴの木は本多町のリンゴ畑から譲り受けたものだそうです。ま
だまだリンゴのルーツは広がりそうですが、温故知新、何故長町がリンゴなのか、様々ない
にしえからの繋がりが「長町アッフル物語」を生み出しています。

長町景観地区まちづくり協議会 会長 青木誠治

資 料

1. 金沢市景観計画（景観地区抜粋）

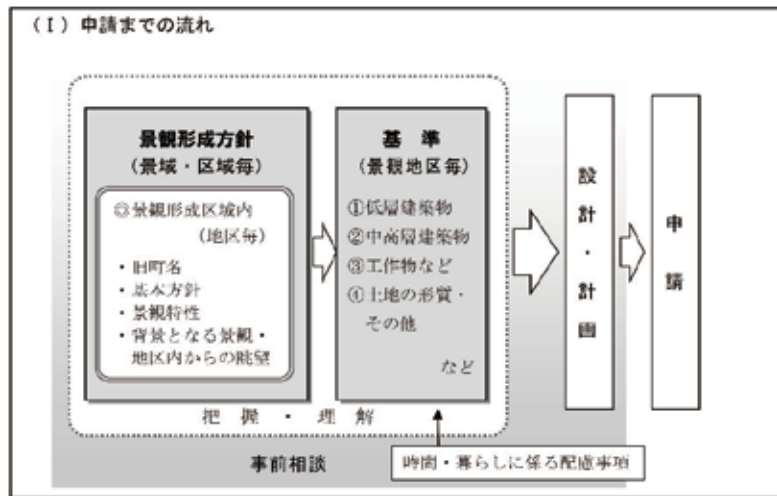
第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観地区）

2-2-1 景観誘導の基本的考え方

(1) 景観誘導の流れと運用方法

具体的な景観誘導にあたっては、「景観形成方針」（景域・区域・地区毎）と「基準」（景観地区毎）をもとに進めます。

景観地区において、対象となる行為については、景観法に基づく申請が必要であり、景観形成方針・基準に適合しなければなりません。適合している場合は、認定（許可）され、認定証（許可証）が交付されます。

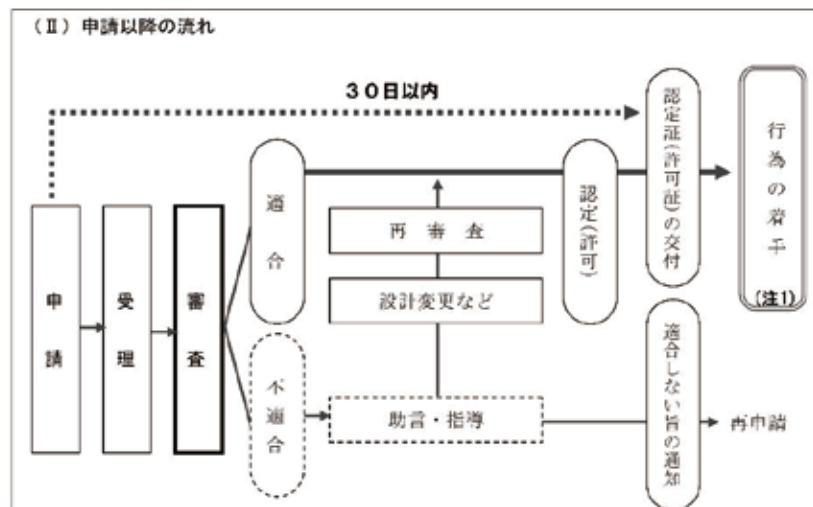


まず第一に、行為予定の当該地に係る景域・区域・地区毎の「景観形成方針」に基づいて、当該地周辺の歴史的背景や地理的条件等を踏まえた景観特性を読み解き、景観形成に向けた**前提条件の把握**が重要です。

次に、その前提条件を踏まえた上で、「基準」に基づく景観配慮や遵守すべき内容について理解を深めることが重要です。

最後に、以上のような理解のもとに、設計・計画を行った上で、行為に係る事前申請が必要となります。

また、景観形成方針や基準を理解し、設計・計画を進めていく上で、相談・確認すべき内容等がある場合は、適宜、**市との事前相談・協議**を行うことが望まれます。



申請については、「申請が受理されてから30日以内に審査する（景観法による）」となっています。申請の内容が基準に適合している場合は、認定（許可）されます。**認定証（許可証）が交付された後でなければ行為着手ができませんので注意が必要です。**

当該行為が周辺の景観に影響を及ぼすおそれがあるなど、必要に応じて、「審査」や「再審査」の段階で、『金沢市景観審議会』において審議されることもあるため、なるべく早期の申請や事前相談・協議が望まれます。

なお、行為に係る申請なく、行為に着手した場合は、**罰則が適用されます。**

(注1) 工事現場における認定の表示が必要です。

2-2-2 申請等が必要な行為

(1) 申請等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ申請等が必要となります。

区分	行為の種類
認定申請	建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【建築物の建築等】
	工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【工作物の建設等】
許可申請	土地の開墾その他の土地の形質の変更（開発行為除く）
	本竹の伐採又物件の堆積
届出	開発行為

新築（新設）：敷地に建築物等を新たに造る工事
 増築：建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
 改築：建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるもの造る工事
 移転：同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
 修繕：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
 模様替：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

(2) 申請等の対象外となる行為等

(1) に掲げる行為等のうち、以下のいずれかに該当するものは申請等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為等

行為等	根拠条項※
地下に設ける建築物又は工作物	条例第26条の4第1号 条例第26条の12第6号
仮設の建築物	条例第26条の4第4号
仮設の工作物	条例第26条の12第7号
木竹の伐採で、次に掲げるもの ①除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの ②枯損したもの又は危険なもの ③自家の生活の用に充てるために必要なもの ④取壊したもの ⑤測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの	条例第26条の17第1号
土地の形質の変更で、次に掲げるもの ①仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転の用に供する目的で行うもの ②既存の建築物等の管理のために必要なもの ③面積が10㎡以下で、かつ、高さ1.5mを超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの	規則第15条の18第1号から第3号
物件の堆積で、次に掲げるもの ①面積が10㎡以下で、かつ、高さ1.5m以下のもの	規則第15条の18第5号
建築物の新築、増築、改築又は移転で、行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの〔太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。〕	規則第15条の5第1号
建築物の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）	規則第15条の5第2号
工作物（橋りょう及び太陽光発電設備等を除く）の建設等で、行為に係る高さが、1.5m以下のもの	規則第15条の14第1号
工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る）の建設等で、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が10㎡以下のもの	規則第15条の14第2号
農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、かつ、次に掲げるもの ①幅員2m以下の用排水路、農道又は林道の設置 ②土地の形質の変更 ③竹の伐採（森林の留伐を除く）	条例第26条の17第1号

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為等

法令等	許可等	根拠条項※
文化財保護法	重要文化財として指定 (第27条第1項)	法第69条第1項第2号 条例第26条の12第1項第2号
	史跡名勝天然記念物として指定 (第109条第1項)	
	重要文化財の現状変更等の行為の許可 (第43条第1項)	条例第26条の17第1項第4号
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第125条第1項)	
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第14条第1項、第35条第1項)	規則第15条の4第1号 規則第15条の13第1号
金沢市文化財保護条例	指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の現状変更に係る承認 (第12条)	規則第15条の4第2号 規則第15条の13第2号
屋外広告物法	条例の規定に適合する屋外広告物等の表示等 (第4条、第5条)	条例第26条の12第1項第5号

※法：景観法 政令：景観法施行令

条例：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例

規則：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

3) 次に掲げる行為

- ①非常災害のため必要な応急措置として行う行為（条例第26条の4第3号、条例第26条の12第1項第11号、条例第26条の17第1項第2号）
- ②法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（条例第26条の4第2号、条例第26条の12第1項第8号、条例第26条の17第1項第5号）
- ③その他景観法第69条、条例第26条の4、条例第26条の12及び条例第26条の17に掲げる行為

2-2-3 申請等が必要となる対象範囲（指定区域）

対象範囲は、次の図に示すとおりです。

(1) 長町景観地区



2-2-4 景観形成方針・景観形成基準

(1) 長町景観地区

1) 景観形成方針（再掲）

◎伝統環境保存区域（41）…長町武家屋敷群地区

旧町名	長町一番～番丁、穴水町一番～二番丁 など
基本方針	◎落政期から残る大野庄用水沿いの街路や地区内の街路網、町割・地割を背景とした街並みと、庭や用水等が一体となった水と緑が調和した景観を保全・継承します。
景観特性	○長町武家屋敷群跡（土塀・門と庭が連続する街並み） ○敷地内の庭等の季節感が感じられる景観（新緑・花・螢・紅葉、雪吊り、土塀の菰がけなど） ○黒瓦の家並み ○伝統的形態意匠の金澤町家 ○足軽屋敷跡 ○大野庄用水の石積護岸、用水沿いの土塀・橋 ○用水の流れ・せせらぎの音
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○伝統環境調和区域（昭和大通り地区）の街並み

2) 景観形成基準

①低層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準								
建築物	<p>配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、2階の壁面よりも後退させる。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・道路に面した外壁を後退し、土塀・板塀や前庭等の空間の確保に努める。 								
	<p>形態意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・地区内の伝統的な街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情を感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさを感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさを感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和する軒の出(原則として30センチメートル以上)のある勾配屋根(原則として10分の3.5から10分の5までの勾配)とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した庇の設置に努める。 ・屋根は、日本瓦葺きとする。ただし、公共空間等から望見できない屋根及び地区内の伝統的な街並みと調和する屋根は、瓦葺き又は金属板葺きとすることができる。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 								
	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はページュとする。 <table border="1" data-bbox="587 1361 1220 1460"> <tr> <td>色相</td> <td>5 Y R ~ 7.5 Y R</td> <td>7.6 Y R ~ 2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td> </tr> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はページュ(禁止色を除く。)とする場合。 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合。 (2) (1)以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩(禁止色を除く。)とする場合。 太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁の色彩と調和するものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 	色相	5 Y R ~ 7.5 Y R	7.6 Y R ~ 2.5 Y	明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下	彩度	2 以上 4 以下
色相	5 Y R ~ 7.5 Y R	7.6 Y R ~ 2.5 Y							
明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下							
彩度	2 以上 4 以下								

①低層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準
建築物 屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備、給湯設備等(太陽光発電設備等を除く。)の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したものについては、この限りでない。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用 緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の上塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・公共空間等に面する部分には、地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した生垣・竹垣や、板塀・土塀等の設置に努める。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 ・敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとす。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース(車庫)とし、道路側には地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・竹垣や板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色は、地区内の伝統的な街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的な街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。

②中高層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準									
建築物 配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・公共空間等に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・道路に面した外壁を後退し、土塀・板塀や前庭等の空間の確保に努める。 									
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、地区内の伝統的街並みと調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・勾配屋根とするなど形状について工夫し、地区内の伝統的な街並みと調和する形態意匠とする。 ・低層部では、地区内の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着いた素材の採用・工夫に努める。 ・地区内の伝統的街並みと調和する落ち着いた素材の採用に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとす。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 									
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はベージュとする。 <table border="1" data-bbox="592 1339 1225 1424"> <tr> <td>色相</td> <td>5 YR~7.5 YR</td> <td>7.6 YR~2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td> </tr> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はベージュ(禁止色を除く。)とする場合。 特に低層部の外壁は、地区内の伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合。 (2) (1)以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩(禁止色を除く。)とする場合。 敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 	色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y	明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下	彩度	2 以上 4 以下	
色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y								
明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下								
彩度	2 以上 4 以下									

②中高層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準
建築物 屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備、給湯設備等(太陽光発電設備等を除く。)の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したものについては、この限りでない。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用 緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・公共空間等に面する部分には、地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した生垣・竹垣や、板塀・土塀等の設置に努める。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース(車庫)とし、出入口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣・竹垣や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色は、地区内の伝統的な街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的な街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、地区内の伝統的な街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

③工作物等

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準
工作物等	高さ <ul style="list-style-type: none"> ・原則、地区内の伝統的な街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物は、公共空間等から望見できる場合には、都市計画に基づく建築物の高さの最高限度以下とする。
	配置 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・公共空間等に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間等から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず公共空間等に面する部分に設置する場合には、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽や格子・ルーバー等の日隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には、原則として設置しない。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間等に面する部分に設置する場合は、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等の日隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠は、地区内の伝統的な街並みと調和するものとする。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調とする色彩においては、禁止色は使用しない。
塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の上壁又は門がある場合は、保全に努める。 ・塀・垣・さく等を設ける場合は、地区内の伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、公共空間等に面する部分にブロック塀を設置する場合は、地区内の伝統的な街並みと調和する修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、原則として、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材を採用する。

④土地の形質・その他

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準
土地の形質・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 ・大規模なり面が生じないよう配慮する。 ・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・土地の形質の変更後の当該土地の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。

項目		基準
土地の 形質・ その他	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。(維持管理作業は除く) ・木竹の伐採後の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。 ・資材置き場や土砂堆積場その他物件の堆積にあつては、物件の堆積後の当該物件の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。 ・公共空間等から望見できる場所で物件の堆積を行う場合には、地区内の伝統的な街並みと調和する板塀、土塀、竹垣等又は生垣で目隠しによる修景を施すこと。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、地区内の伝統的な街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、地区内の伝統的な街並みに配慮し、緑化に努める。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の日隠し修景に努める。 ・公共空間等に面する部分は、地区内の伝統的な街並みと調和に配慮し、原則として、生垣・竹垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景を施す。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

特記事項

(用語の意義)

1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低層建築物 建築物の高さが10メートル以下の建築物をいう。
- (2) 中高層建築物 建築物の高さが10メートルを超える建築物をいう。
- (3) 軒の出 外壁面(木造にあつては、外壁又はこれに代わる柱の中心線)から軒の先端までの水平距離をいう。
- (4) 公共空間等 道路、河川、用水、公園等の公共空間又は公共施設をいう。
- (5) 太陽光発電設備等 太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備をいう。

(禁止色)

2 屋根及び外壁の禁止色は、次のとおりとする。ただし、着色していない木、石等の自然素材の色彩は、この限りでない。

- (1) マンセル値による色相及び彩度が次に掲げるもの
 - ア R(赤)系及びYR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - イ Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの
 - ウ ア及びイ以外の色相で、彩度が2を超えるもの

(2) 蛍光色

(認定の特例)

3 市長は、美しい景観のまちづくりに寄与し、又は支障がないと認められる建築物及び工作物又は建築物及び工作物の部分について、形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。この場合において、市長は、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2. 長町景観地区まちづくり協定

長町景観地区まちづくり協定

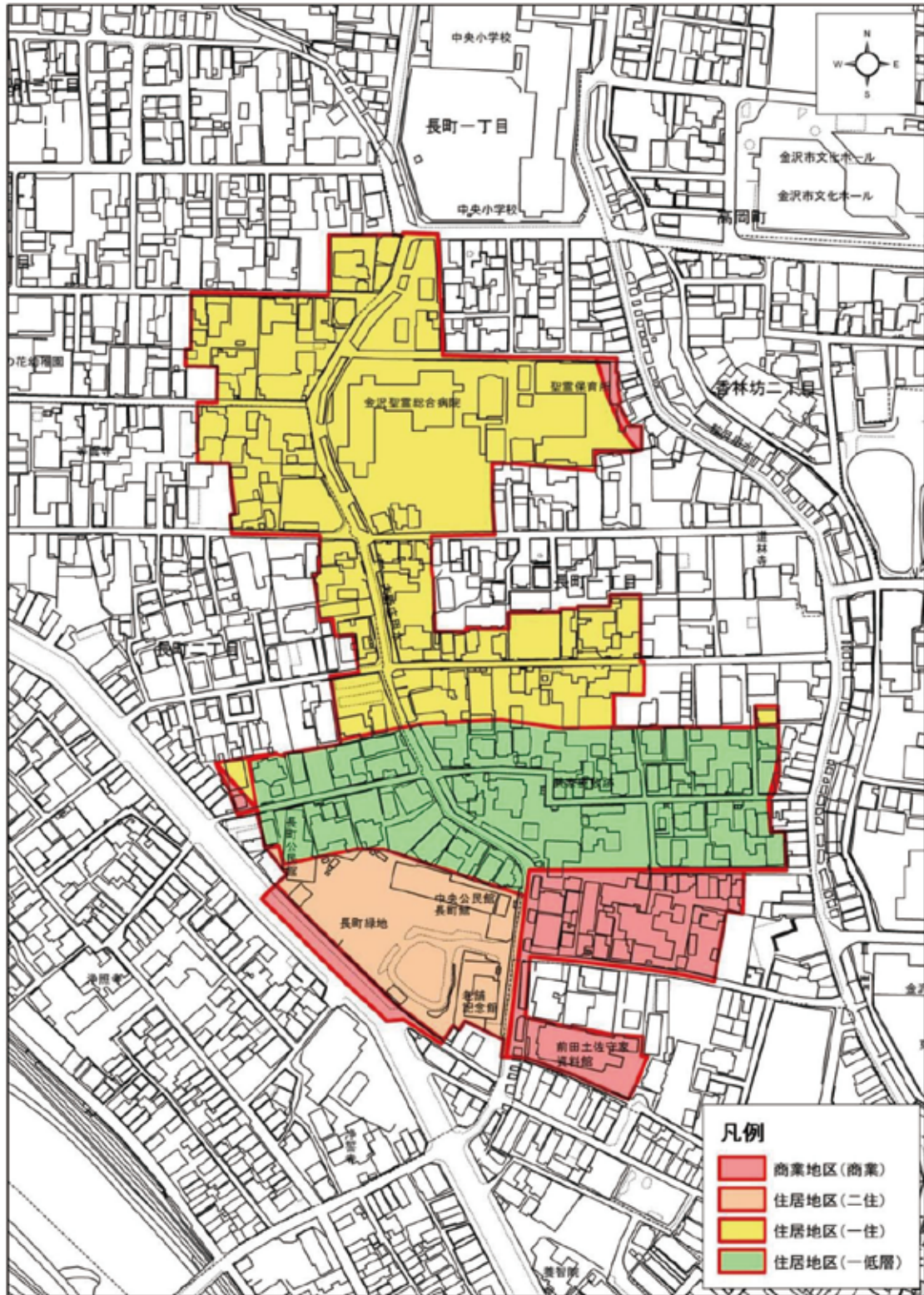
まちづくり計画の名称		長町景観地区まちづくり計画			
まちづくり計画の対象となる区域		長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目及び片町2丁目の各一部			
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約7.7ha			
まちづくりの目標		<p>本地区は、「長町武家屋敷群」として、旧武士系住宅、連続する土塀や長屋門、大野庄用水、庭木の雪吊りや土塀の薦掛けなど、藩政期から残る武家居住地の情緒ある風情が色濃く残っており、金沢の武家文化が凝縮されている地区である。</p> <p>この歴史ある街並みを保存し、後世に継承していくとともに、快適で良好な住みよいまちづくりの推進を図ることを目標とする。</p>			
まちづくりの方針		長町景観地区として、歴史と情緒が色濃く残る地区の特性や文化的価値と、良好な居住環境が共存したまちづくりを推進する。			
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の細区分	住居地区 (一低層)	住居地区 (一住)	住居地区 (二住)	商業地区 (商業)
	面積	約2.1ha	約3.7ha	約0.9ha	約1.0ha
建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物を建築してはならない。用途変更する場合も同様とする。ただし、(1)については、平成30年12月7日(協定締結日)に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に、同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(事務所を含む。)</p> <p>(2) 自動車教習所、畜舎、自動車修理工場又は葬儀場</p> <p>(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ニ)項第2号に掲げる工場</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第7項各号(無店舗型風俗特殊営業)、第8項(映像送信型風俗特殊営業)、第10項(無店舗型電話異性紹介営業)及び第13項各号(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供する建築物</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) 建築基準法別表第2(ヘ)項第3号に掲げるもの</p> <p>(9) 建築基準法別表第2(ト)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(10) 建築基準法別表第2(リ)項第3号に掲げるもの</p>			

その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の細区分	住居地区 (一低層)	住居地区 (一住)	住居地区 (二住)	商業地区 (商業)
	建築物等の用途の制限				(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号(風俗営業)、第6項第3号及び第5号(店舗型性風俗特殊営業)並びに第9項(店舗型電話異性紹介営業)に掲げる営業の用に供する建築物
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(広告物等)</p> <p>(1) 屋外広告物等を設置する場合(変更する場合を含む。)は、事前に長町景観地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)に連絡しなければならない。</p> <p>(2) 屋外広告物等は地区内の伝統的街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。</p>			
	土地利用等の制限	<p>(1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更する場合も含む。)は、事前に協議会に連絡しなければならない。</p> <p>(2) 駐車場を設置する場合は、金沢市景観計画長町景観地区景観形成基準による。</p>			
その他	<p>(1) 建築物を旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供しない。ただし、良好な居住環境を損なわないと協議会が認める場合については、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供しない。ただし、良好な居住環境を損なわないと協議会が認める場合については、この限りでない。</p> <p>(3) 物品販売店舗(日用品の販売を目的とする店舗等を除く。)では、歴史ある街並みと良好な住環境を損なわない物品を販売する。</p> <p>(4) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。</p> <p>(5) 観光客に対して、マナーの啓発に努める。</p> <p>(6) 自動販売機を設置する場合は、街並みとの調和に配慮した落ち着いた色調とし、ゴミ箱の設置に努めるなど周辺の住環境を阻害しないように配慮する。また、新たに設置する場合は、事前に協議会に連絡しなければならない。</p> <p>(7) 夜間の照明は、暖かみのある柔らかな光を基本とし、伝統的な街並みの雰囲気の演出に努める。また、季節的なイルミネーション等の照明は設置しない。</p> <p>(8) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。また、所有者又は管理者を変更する場合は、事前に協議会に連絡しなければならない。</p> <p>(9) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。</p> <p>(10) 地域の防災活動に積極的に参加及び協力をする。</p>				

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成30年12月7日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。

長町景観地区まちづくり協定区域図



長町景観地区指定 10 周年記念誌

令和 6 年 11 月発行

発 行 金沢市都市整備局景観政策課

〒920-8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

TEL : 076-220-2364

Email : keikan@city.kanazawa.lg.jp

協 力 長町景観地区まちづくり協議会